

令和2年度

# 事業概要



沖縄県中央食肉衛生検査所

沖縄県北部食肉衛生検査所

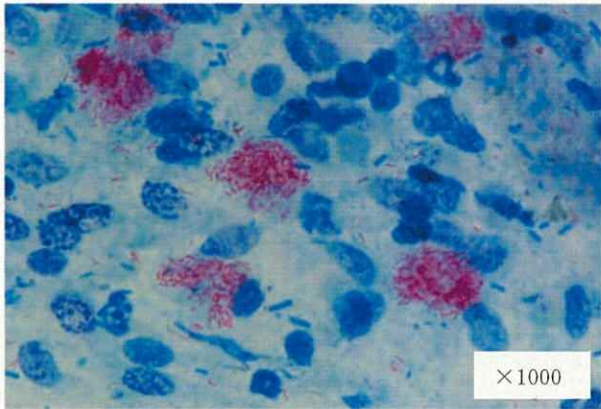
## 牛のヨーネ病



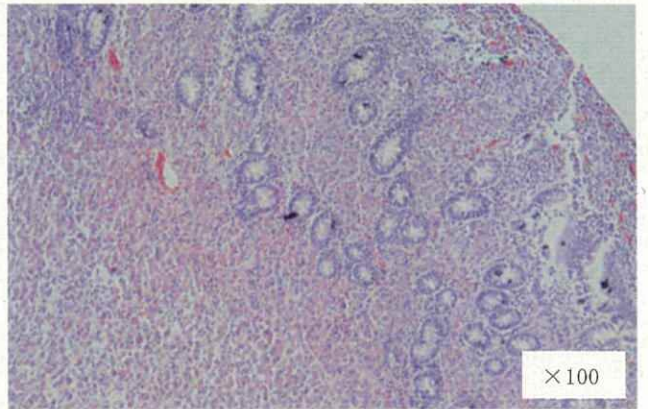
① 小腸（空回腸部）  
腸管の異常な膨隆および肥厚



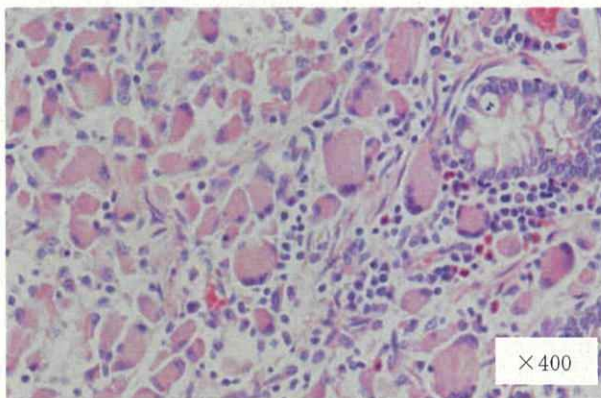
② 小腸（空回腸部）  
粘膜面の草鞋状皺壁形成



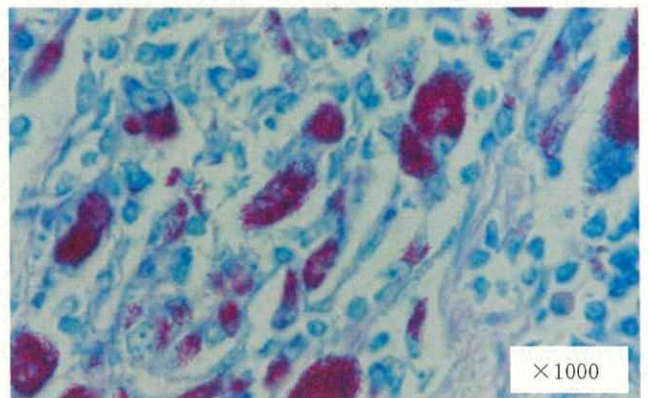
③ 回腸（塗抹標本）チール・ネルゼン染色  
抗酸菌（赤染）を認める。



④ 回腸 HE染色 腸絨毛の消失。



⑤ 回腸 HE染色 粘膜固有層における類上皮細胞のび慢性増殖と異物巨細胞。



⑥ 回腸 チール・ネルゼン染色  
類上皮細胞内に短桿状の抗酸菌を認める。

肉眼・病理組織検査による特徴的な所見、菌体確認及びELISA法陽性であったことにより、ヨーネ病と判定した。（令和3年3月 黒毛和牛 雌 150ヶ月齢）

## 炭疽菌検査技術研修

炭疽菌の検査技術を維持するため、培地の作製から実際に炭疽菌 *Bacillus anthracis* (34F2株、Davis株) を使用して判定までを行う技術研修を実施した。



## サルモネラ属菌検査技術研修

新採用職員研修を修了した職員を対象に、さらなる微生物検査技術の向上を目的とし、サルモネラ属菌の検査技術研修を実施した。



## 新型コロナウイルス対策



出勤時の体温測定



対面でのアクリル板の設置

## はじめに

本県の食肉衛生行政の推進につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、各検査所業務にできる限りの感染対策を施し業務を遂行すると共に、新型コロナ感染拡大のために逼迫している保健所等の業務に対しても、職員を派遣し応援対応を行っているところです。

また、コロナ禍が社会経済に著しい影響を及ぼす中、食事の大切さや安全に対する消費者の関心はますます高まり、食品を取り巻く環境も大きく変わってきております。

平成30年6月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、と畜場及び食鳥処理場においても国際的な衛生管理手法であるHACCPに基づく衛生管理が制度化され、令和3年6月から本格施行となりました。

県内では、休止施設を除く全と畜場及び大規模食鳥処理場においてHACCPに基づく衛生管理が導入され、適切に運用されるよう、と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証を始めております。

また今後、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及びアフリカ豚熱などの家畜伝染病の発生に備え、家畜保健衛生所をはじめとする関係機関と緊密な連携を図り、感染拡大の防止に対応するための体制を整備構築して参ります。

食肉衛生検査所としては、困難な状況下でも安全で衛生的な食肉、食鳥肉を確保するというエッセンシャルワーカーとしての自負の元、今後も検査員の知識の習得、検査技術の向上を図るとともに、厳正なと畜検査、食鳥検査及び衛生監視指導を実施し、関係機関と連携を図りながら、食肉衛生行政の推進に努めて参ります。

ここに、令和2年度の事業概要を取りまとめましたので、ご活用いただければ幸いに存じます。

令和3年8月

沖縄県中央食肉衛生検査所長

富永正哉

沖縄県北部食肉衛生検査所長

大濱尚子

## 凡 例

- 1 令和2年度  
期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 2 資料の説明には次の略字を用いた。
  - 検査所関係
    - 中央食検：沖縄県中央食肉衛生検査所
    - 北部食検：沖縄県北部食肉衛生検査所
  - と畜場関係
    - 沖縄県食肉センター：株式会社沖縄県食肉センター
  - 食鳥処理場関係
    - 食鳥流通センター：株式会社沖縄県鶏卵食鳥流通センター
- 3 用語
  - 「とく」とは生後1年未満の牛、「こま」とは生後1年未満の馬。

# 目 次

## 第1章 検査所の概要

1	沿革	1
2	食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地	3
3	組織及び機構	4
4	職員構成	4
5	沖縄県行政組織規則（抜粋）	5
6	沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則	5
7	事務分掌	7
8	歳入・歳出決算書	9
9	検査所庁舎の平面図	10
	（1）中央食肉衛生検査所	10
	（2）北部食肉衛生検査所	11
10	主な検査機械器具（備品）	12

## 第2章 検査事業の概要

I	と畜検査業務の概要	14
1	と畜検査頭数及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	15
2	月別と畜検査頭数	17
3	月別とさつ禁止頭数	17
4	月別全部廃棄頭数	18
5	畜種別の一部廃棄数	19
6	病畜の疾病内訳	21
7	と畜検査頭数の推移	22
8	とさつ禁止頭数の推移	22
9	全部廃棄頭数の推移	23
10	と畜場別の開場日数及び検査延べ人員	24
11	と畜場の食肉衛生月間関連行事	24
12	と畜場の衛生監視	24
13	と畜検査データの還元	25
II	食鳥検査業務の概要	26
1	食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因	27
2	月別検査羽数及び廃棄羽数	29
3	食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）	30
4	食鳥処理場の現状	30
5	食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員	30

6	10年間の食鳥検査羽数（沖縄県全体と同一）	30
7	認定小規模食鳥処理場	31
	（1）処理場数（とさつ一貫処理）	31
	（2）確認（処理）状況	31
	（3）処理場別の年間処理羽数	32
8	食鳥処理場の衛生講習会	32
9	食鳥処理場の衛生監視	32
III	精密検査業務の概要	33
1	保留に係る精密検査業務	33
2	伝達性海綿状脳症（TSE）検査業務	35
3	微生物検査業務	36
4	病理・寄生虫検査業務	38
5	理化学検査業務	41

### 第3章 研修及び調査研究

1	研修及び講習会	44
2	調査研究発表演題一覧	46

### 第4章 その他

1	と畜場の概要	56
2	食鳥処理場の概要	56
	（1）食鳥処理場	56
	（2）認定小規模食鳥処理場	57
3	と畜場の使用料・解体料一覧	58
4	と畜・食鳥検査手数料等	58
5	と畜検査業務の概要（参考）	59
	（1）10年間のと畜検査頭数（沖縄県）	59
	（2）と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）	59
	（3）獣畜のとさつ頭数及びとさつ禁止又は廃棄したものの原因（沖縄県）	60

# 第1章 検査所の概要

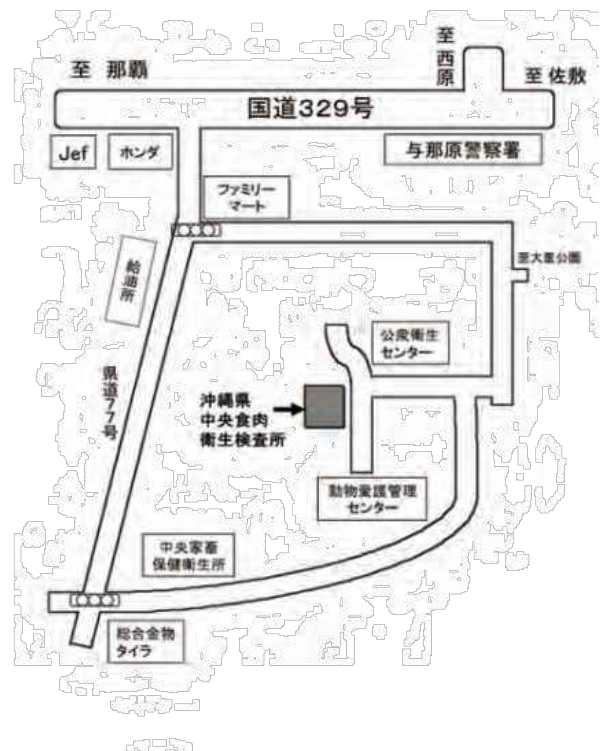
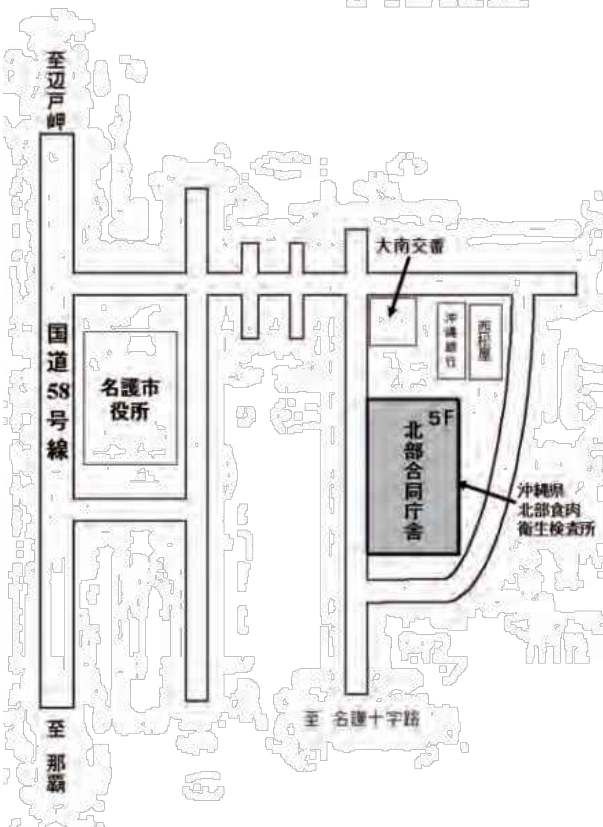
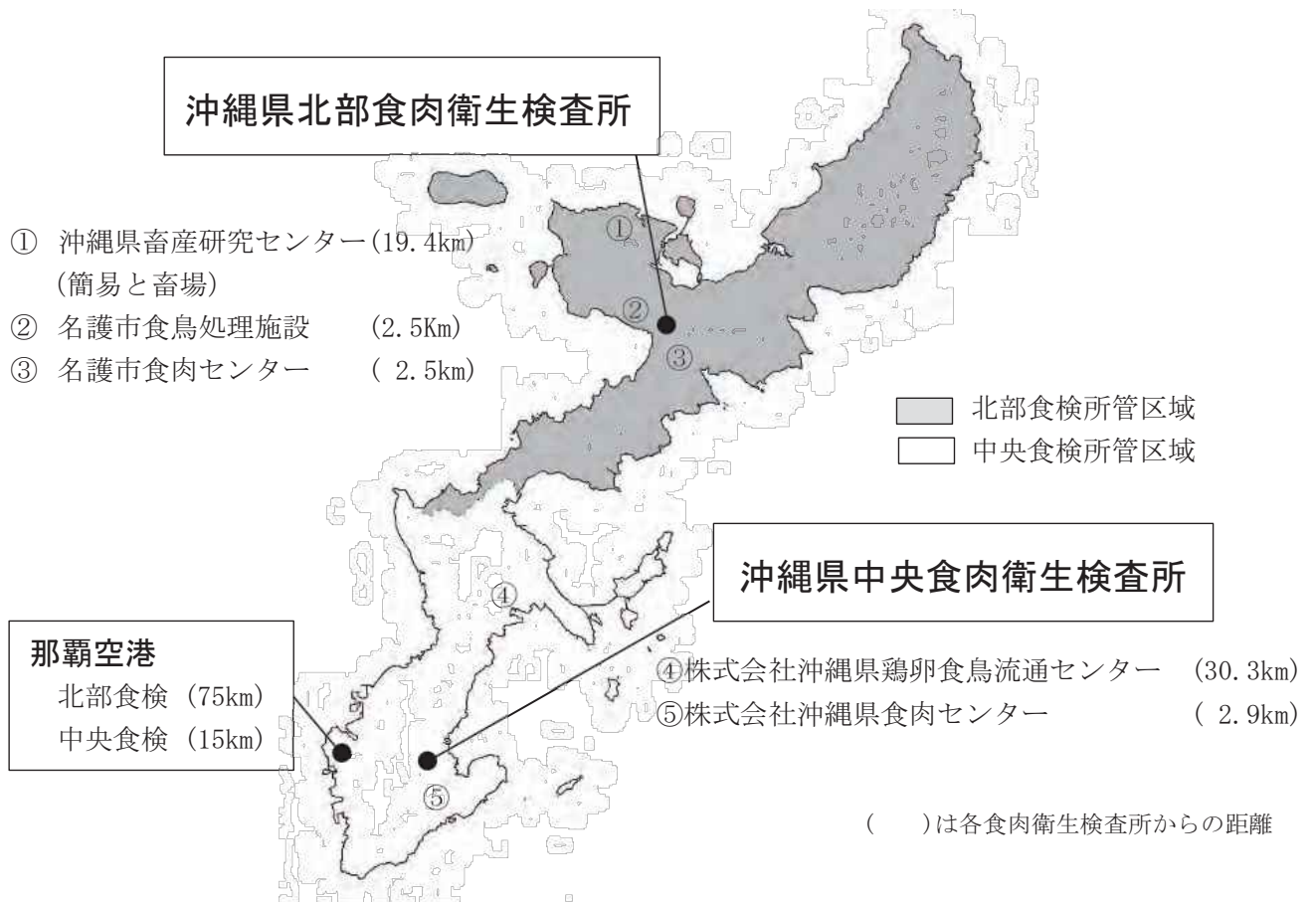


# 1 沿革

- 昭和 44 年 7 月 : と畜場法に基づく食肉衛生行政は、琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管。
- 昭和 47 年 7 月 : 32 カ所のと畜場設置者に対し、と畜場の構造・設備の改善を勧告。
- 昭和 48 年 5 月 : 32 カ所のと畜場を 12 カ所に整理統合。
- 昭和 49 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所が那覇市曙に設置され、各保健所(名護、宮古、八重山を除く)で所管していたと畜検査業務を集中統合。
- 昭和 49 年 6 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所北部支所を設置。
- 昭和 54 年 3 月 : 沖縄県食肉衛生検査所が島尻郡大里村大里 2015 番地に新築移転。
- 昭和 55 年 4 月 : (株)沖縄県南部食肉センターが、(株)沖縄県食肉センターに統合。
- 昭和 57 年 3 月 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、名護市宇世富慶 923 番地に新築移転。
- 昭和 60 年 4 月 : (株)那覇ミートが、(株)沖縄県食肉センターに統合。2 課制が、検査 1～4 課の 4 課制となる。
- 昭和 63 年 9 月 30 日 : 北部食肉センター(株)が廃業し、沖縄県協同食肉(株)として発足。
- 平成 2 年 12 月 4 日 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、国道 329 号線道路改修のため名護市名護 1453 番地に改築移転。
- 平成 4 年 4 月 1 日 : 食鳥検査が実施され、沖縄食鶏加工(株)、(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センター、中央食品加工(株)、沖縄畜産(株)の 4 食鳥処理場が検査対象施設となる。
- 平成 5 年 7 月 1 日 : (株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが、処理羽数の減少のため認定小規模食鳥処理場となる。
- 平成 5 年 10 月 27 日 : 沖縄県食肉衛生検査所北部支所が、沖縄県北部合同庁舎へ移転。
- 平成 6 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を沖縄県中央食肉衛生検査所に、沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部食肉衛生検査所として設置。北部食検が、検査第 1・2 課の 2 課制となる。
- 平成 7 年 9 月 29 日 : 沖縄県協同食肉(株)が廃止し、(株)沖縄県食肉センター名護分工場として発足。
- 平成 9 年 4 月 14 日 : 沖縄畜産工業(株)がと畜場を廃止し、同年 4 月 15 日中部食肉センター(株)に統合。
- 平成 9 年 5 月 17 日 : 沖縄畜産(株)が食鳥処理場を廃止。
- 平成 10 年 4 月 1 日 : (株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが、食鳥検査対象の食鳥処理場となる。
- 平成 12 年 3 月 31 日 : (株)沖縄県食肉センター名護分工場の大動物処理施設廃止。
- 平成 13 年 3 月 27 日 : (株)真玉橋食肉センターが廃業。中央食検が、4 課制から 3 課制となる。
- 平成 13 年 2 月 28 日 : (株)沖縄県食肉センター名護分工場の小動物処理施設廃止。
- 平成 13 年 10 月 18 日 : 牛海綿状脳症 (BSE) 全頭検査開始。
- 平成 14 年 4 月 30 日 : (株)沖縄県食肉センターの山羊処理施設廃止。
- 平成 15 年 2 月 12 日 : (株)沖縄県食肉センターに新しい牛のとさつ解体処理施設が完成。
- 平成 15 年 4 月 1 日 : 名護市食肉センターが操業開始。中央食検の検査第 3 課が、精密検査課となる。
- 平成 15 年 4 月 30 日 : 中部食肉センター(株)が、と畜場を廃止。
- 平成 17 年 10 月 1 日 : 山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) 全頭検査開始。
- 平成 18 年 4 月 1 日 : 沖縄県行政組織規則により課制が班制となり、中央食検 3 班制、北部食検班制なしとなる。
- 平成 23 年 5 月 26 日 : (株)沖縄県食肉センターに新しい豚・山羊・めん羊のとさつ解体処理施設が完成。
- 平成 25 年 7 月 1 日 : 牛海綿状脳症 (BSE) 検査対象牛が 48 ヶ月齢超になる。
- 平成 26 年 9 月 12 日 : 中央食肉衛生検査所を新築し、入所。

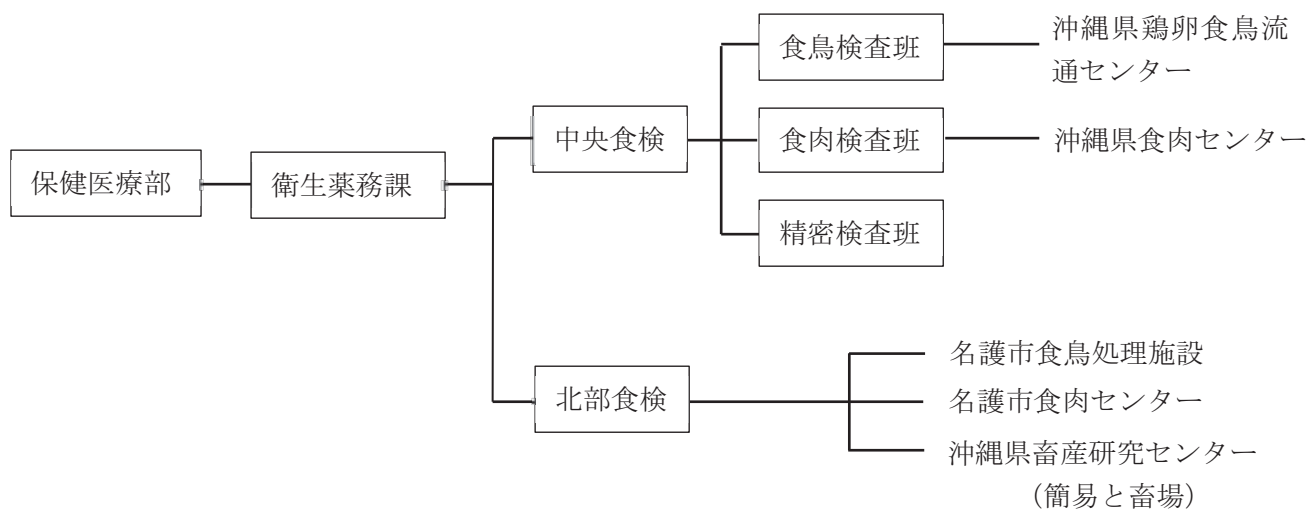
- 平成 28 年 6 月 1 日 : 健康山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) 検査の廃止。
- 平成 29 年 4 月 1 日 : 健康牛の牛海綿状脳症 (BSE) 検査の廃止。
- 令和元年 7 月 12 日 : 名護市食鳥処理施設が新設。沖縄食鶏加工(株)と(有)中央食品加工が食鳥処理部門を協業し、沖縄県食鳥処理協業組合として、同年 7 月 16 日から操業開始。
- 令和元年 7 月 20 日 : (有)中央食品加工が食鳥処理場 (名護市許田) を廃止。
- 令和元年 8 月 1 日 : 沖縄食鶏加工(株)が食鳥処理場 (豊見城市長堂) を廃止。

## 2 食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地



### 3 組織及び機構

令和2年度



### 4 職員構成

令和2年4月1日現在

職 種	中央食肉衛生検査所					北部食肉衛生検査所
	所 長	食 鳥 検査班	食 肉 検査班	精 密 検査班	計	と畜・食鳥・精密検査
所 長 (技 術)	1				1	1
副所長 (技 術)						1
班 長 (技 術)		1	1	1	3	
主 幹 (技 術)		1	1		2	1
主 査 (事 務)		2			2	1
主任技師 (技 術)		1	9	3	13	4
主 任 (技 術)			3		3	7
技 師 (技 術)			3	3(1)	6(1)	1
合 計	1	5	17	7(1)	30(1)	16
嘱 託 職 員		2	6		8	7

( )内は育休中職員内数

## 5 沖縄県行政組織規則（抜粋）

令和2年4月1日現在

### 第3章 出先機関

#### 第5節の2 保健医療部関係出先機関

#### 第5款 食肉衛生検査所

（設置、名称、位置及び所管区域）

第162条 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県中央食肉衛生検査所	南城市	宜野湾市 浦添市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 中頭郡 島尻郡（伊平屋村、 伊是名村及び久米島町を除く。）
沖縄県北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

（内部組織）

第163条 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名 称	内 部 組 織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

（所掌事務）

第164条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺及び解体に関する検査並びに食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

## 6 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則

令和2年4月1日現在

（委任）

第3条 知事は、別表第1及び別表第2の所長等の欄に掲げる所長等に委任事項の欄に掲げる事務を委任する。

別表第2（第3条、第5条関係）

食肉衛生検査所長 委任事項

- 1 と畜場法（昭和28年法律第114号）第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。

- 2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。
- 3 と畜場法第14条第1項から第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。
- 4 と畜場法第14条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、獣畜の皮等の持ち出しを許可すること。
- 5 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 6 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。
- 7 と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。
- 8 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。
- 9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥処理法」という。）第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 10 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。
- 11 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 12 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 14 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 15 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 16 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 17 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 18 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 19 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 20 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を徴収すること。
- 21 食鳥処理法第38条第1項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等を検査し、関係者に質問し、食鳥とたい等の一部を収去すること。
- 22 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 23 食品衛生法第54条の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄その他食品衛生上の危害を防止するための必要な処置をとることを命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 24 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づき、食品に係る衛生証明書（と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、または加工された食鳥肉に係る衛生証明書に限る。）を発行すること。
- 25 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定に基づき、と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、または加工された食鳥肉に係る衛生証明書の発行を受けた者等に対し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事業所等の立ち入り、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

## 7 事務分掌

令和2年4月1日現在

### (1) 中央食肉衛生検査所

#### 食鳥検査班

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関すること。
- 2 庁舎管理及び財産（物品）に関すること。
- 3 と畜検査及び食鳥検査業務の企画調整に関すること。
- 4 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 5 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 6 食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 7 食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 10 その他、他班に属さない事務に関すること。

#### 食肉検査班

- 1 獣畜のとさつ又は解体に関する検査に関すること。
- 2 と畜場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 3 人獣共通感染症の調査に関すること。
- 4 食肉衛生に関すること。
- 5 衛生指導教育に関すること。
- 6 伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関すること。
- 7 と畜場の変更届等事務に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 その他、班の業務に関すること。

#### 精密検査班

- 1 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
- 2 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
- 3 と畜検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 4 試験検査の精度管理に関すること。
- 5 衛生指導教育に関すること。
- 6 食肉衛生に関すること。
- 7 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 その他、班の業務に関すること。

## (2) 北部食肉衛生検査所

### と畜検査

- 1 と畜場法第 14 条に基づき、と畜場で実施する獣畜のとさつ及び解体時の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 伝達性海綿状脳症(TSE)検査に関すること。
- 6 食品衛生法第 28 条に基づく食肉の収去検査。
- 7 と畜場の施設管理指導及び従業員への衛生教育。
- 8 と畜場の変更届等の審査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- 10 と畜検査にかかる事務処理（措置命令書の交付、病歴等のデータベース策定等）。

### 食鳥検査

- 1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条に基づく食鳥の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導。
- 6 食鳥処理場の衛生管理指導及び従業員への衛生教育。
- 7 食品衛生法第 28 条に基づく食鳥肉の収去検査。
- 8 食鳥処理場の変更届等の審査等に関すること。
- 9 食鳥検査にかかる事務処理（処分命令書の交付、病歴等のデータベース策定等）。

### 精密検査

- 1 上記と畜検査及び食鳥検査の 2, 3, 4 の検査に係る補助業務（培地作成、測定機器の整備等）。
- 2 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 3 検査に関連する疾病の調査研究に関すること。
- 4 危機管理（高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等）対応に関すること。
- 5 関係機関（農林水産部局、国等）との連絡調整に関すること。



## 8 歳入・歳出決算書

### (1) 歳入

(単位：円)

科 目	区 分	前年度決算額	決算額	備 考
と畜検査 手数料	中央食検	63,327,200	61,976,700	中央 北部 牛 1,948頭 37頭 とく・こま 1頭 1頭
	北部食検	33,704,700	33,257,300	馬 22頭 ー 豚 201,782頭 110,234頭 山羊・めん羊 1,299頭 823頭
	計	97,031,900	95,234,000	
食鳥検査 手数料	中央食検	3,604,368	1,689,865	ブロイラー等 (平日) 中央 3円 × 417,643羽
	北部食検	10,006,121	11,902,570	北部 3円 × 2,554,194羽 (休日及び時間外) 中央 4円 × 109,234羽 北部 4円 × 1,059,997羽
	計	13,610,489	13,592,435	
証明手数料	中央食検	0	7,200	証明 400円 × 18件
合計		110,642,389	108,833,635	

### (2) 歳出

(単位：円)

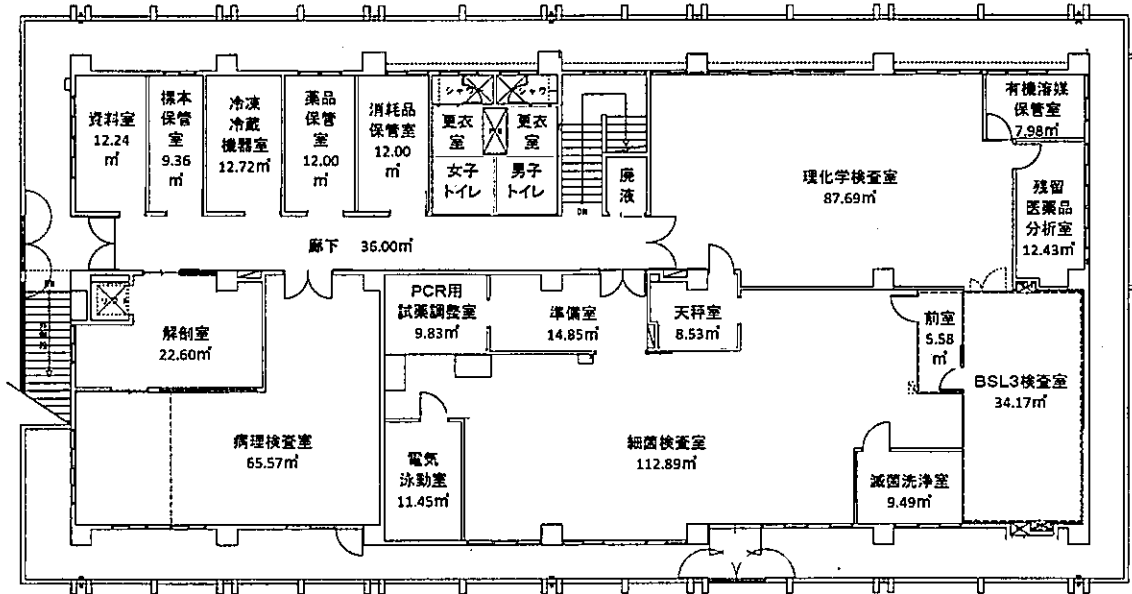
科 目 (食品衛生指導費※)	中央食検		北部食検	
	令達予算額	決 算 額	令達予算額	決 算 額
報 酬	15,262,000	14,671,740	13,797,000	13,782,600
共 済 費	1,475,000	1,427,222	2,218,000	1,341,268
旅 費	3,721,000	2,235,067	3,484,400	2,064,110
需 用 費	11,991,000	11,390,721	3,772,000	3,336,643
役 務 費	5,670,000	5,099,644	3,955,000	3,430,508
委 託 料	11,035,000	10,970,704	200,000	117,505
使用料及び賃借料	4,103,000	4,047,796	2,906,000	2,733,688
備品購入費	5,155,115	5,154,941	5,267,095	5,154,985
負担金、補助及び交付金	182,000	82,760	90,000	69,380
公 課 費	15,000	15,000	0	0
計	58,609,115	55,095,595	35,689,495	32,030,687

※給料、職員手当等及び正職員の共済費は除く。

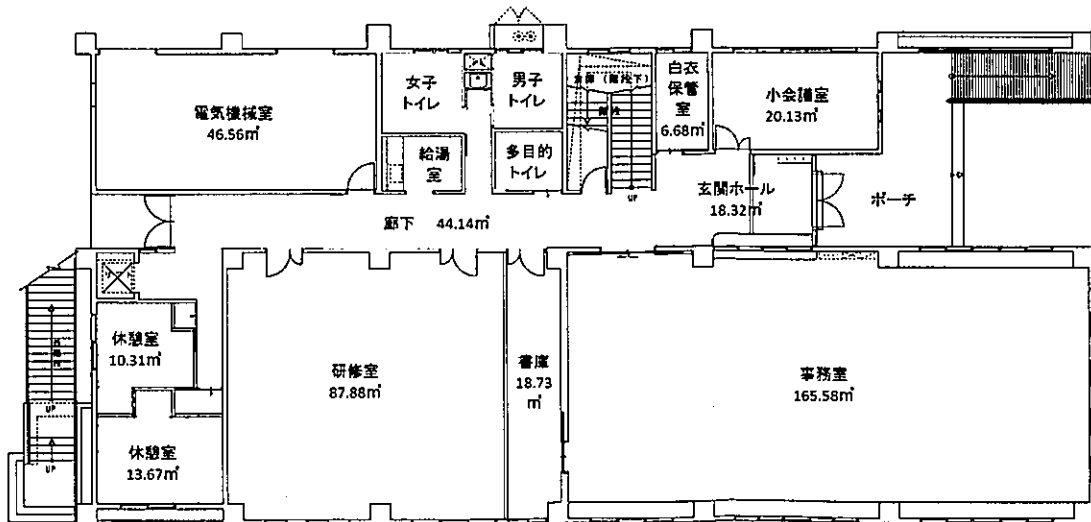
## 9 検査所庁舎の平面図

### (1) 中央食肉衛生検査所

2階

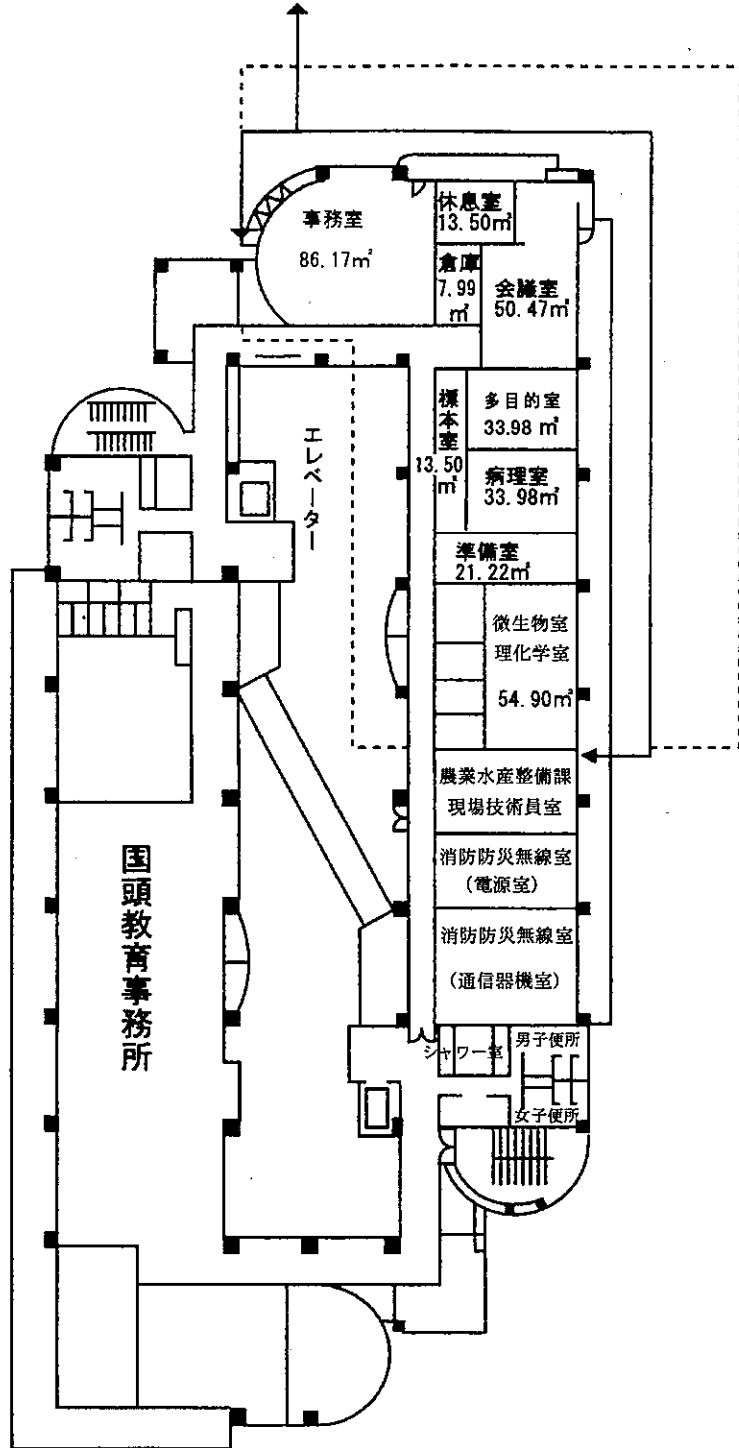


1階



敷地面積	2,462.64m <sup>2</sup>
構造及び階数	鉄筋コンクリート造・2階建
1階床面積	479.31m <sup>2</sup>
2階床面積	539.09m <sup>2</sup>
延べ床面積	1,018.40m <sup>2</sup>
建築面積	621.86m <sup>2</sup>
建設経費	総工費 449,526,660円
開設年月日	平成26年9月12日
竣工年月日	平成27年3月5日

(2) 北部食肉衛生検査所 (北部合同庁舎 5階)



## 10 主な検査機械器具（備品）

### 1. 中央食肉衛生検査所

#### (1) 微生物関係・TSE 関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	遠心分離器	1	17	フリーザー	4
2	光学顕微鏡	1	18	ストマッカー	3
3	ディスカッション顕微鏡	1	19	高圧蒸気滅菌器	4
4	製氷機	1	20	ハイオハサード対策用セーフティキャビネット	2
5	電気低温乾燥機	1	21	純水製造装置	1
6	ウォーターバス	2	22	菌液調整用濁度計	1
7	電気冷蔵庫	6	23	振とう恒温槽	2
8	ディープフリーザー	1	24	振とう機	2
9	電子天秤	2	25	超音波洗浄機	1
10	サーマルサイクラー	2	26	低湿保管庫	1
11	電気泳動装置	4	27	ヒートブロック	4
12	ゲル撮影装置	1	28	マイクロプレートリーダー	1
13	冷却遠心機	3	29	マイクロプレートウォッシャー	2
14	マイクロ遠心機(卓上)	6	30	多検体細胞破碎機マルチビーズショッカー	1
15	クリーンベンチ	1	31	リアルタイム PCR 装置	1
16	インキュベーター	9	32	ビーズ式破碎装置	1

#### (2) 病理関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	蛍光顕微鏡	2	11	パラフィン溶融器	1
2	光学顕微鏡	1	12	パラフィン伸展器	2
3	ディスカッション顕微鏡	1	13	ロータリーマイクローム	2
4	実体顕微鏡	1	14	組織固定用振とう器	1
5	透過性ノルスキー型微分干渉顕微鏡	1	15	ドラフトチャンバー	1
6	顕微鏡用デジタルカメラ	1	16	ラミナーテーブル	1
7	SL写真撮影装置	1	17	薬用保冷庫	1
8	完全密閉式包埋装置	1	18	ドライキャビネット	2
9	パラフィン包埋ブロック作成装置	1	19	電子天秤	1
10	臓器用写真撮影装置(一眼レフ)	1	20	顕微鏡デジタルカメラ DS-Ri2	1

#### (3) 理化学関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	乾熱滅菌器	1	14	超音波ピペット洗浄機	1
2	赤外線水分計	1	15	バーチカルシェーカー	1
3	ホモジナイザー	3	16	ロータリーエバポレーター	3
4	アスピレーター	4	17	マイクロチューブポンプ	1
5	ウォーターバス	3	18	冷却水循環装置	3
6	電子天秤	2	19	ヴァックエルートVシステム	1
7	生化学検査機器 スポットケム	1	20	ドラフトチャンバー	1
8	高速液体クロマトグラフ	1	21	遠心分離機	2
9	恒温振とう培養器	1	22	ヘマトクリット遠心機	1
10	血球分類計算機	1	23	pH メーター	1
11	インキュベーター	3	24	デシケーター	1
12	フリーザー	2	25	電気冷蔵庫	3
13	超音波洗浄機	2	26	ディープフリーザー	1

## 2. 北部食肉衛生検査所

### (1) 微生物関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	顕微鏡	3	12	自動細菌同定装置	1
2	実体顕微鏡	2	13	高圧蒸気滅菌器	2
3	恒温培養器	6	14	電子天秤	2
4	恒温槽	3	15	混合器	6
5	コロニーカウンター	2	16	真空ポンプ	1
6	遠心分離器	4	17	試料採取・計量器	4
7	クリーンベンチ	1	18	冷凍・冷蔵庫	3
8	ゲル撮影装置	2	19	オートウォッシャー	1
9	菌液調整用濁度計	1	20	振とう器	1
10	サーマルサイクラー	2	21	食品検査器	2
11	電気泳動槽	3	22	デシケーター	1

### (2) 病理関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	顕微鏡	2	11	薄切器	2
2	ディスクッション顕微鏡	1	12	かくはん機	2
3	蛍光顕微鏡	2	13	換気装置	2
4	顕微鏡写真撮影装置	2	14	臓器写真撮影装置	2
5	顕微鏡用デジタルカメラコントローラー	1	15	マルチディスクッション顕微鏡	1
6	冷光照明システム	1	16	冷蔵庫	1
7	包埋装置	1	17	一眼レフカメラ及びDXフォーマット用レンズ	1
8	パラフィン溶融器	1	18	振とう器	1
9	パラフィンブロック作成装置	1	19	写真用レンズ	1
10	パラフィン伸展器	3			

### (3) 理化学関係

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	血液化学自動分析機	1	8	ホモジナイザー	1
2	遠心分離器	1	9	冷蔵・冷凍庫	3
3	全自動血球計数器	1	10	フリーザー	1
4	恒温培養器	1	11	ピペット洗浄機	1
5	pH計	2	12	超音波洗浄器	1
6	かくはん機	1	13	測定用記録装置	1
7	標準比重計	1			

### (4) 共用

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	デジタルカメラ	3	5	砕氷器	1
2	写真機	2	6	フリーザー	1
3	製氷機	1	7	デシケーター	2
4	純水製造装置	1			

## 第2章 検査事業の概要



# I と畜検査業務の概要

## 1 と畜検査頭数

令和2年度の中央・北部両食検における検査頭数は316,166頭で、前年度比で1.8%（5,873頭）の減となった。

畜種別では牛2,004頭、とく2頭、馬22頭、豚312,016頭、山羊2,122頭であった。

病畜は581頭（検査頭数の0.2%）で、牛114頭、とく1頭、豚445頭、山羊21頭であった。

## 2 と畜検査結果に基づく措置

とさつ禁止又は全部廃棄の措置をした頭数は209頭であった。なお、平成31年（令和元年）度より56.3%（269頭）の減少であった。

### (1) とさつ禁止

とさつ禁止頭数は5頭で、牛1頭、豚3頭、山羊1頭であった。内訳は、牛では尿毒症1頭、豚では豚丹毒（蕁麻疹型）1頭、膿毒症1頭、熱性諸症1頭、山羊では熱性諸症が1頭であった。

### (2) 全部廃棄

全部廃棄頭数は204頭で、牛17頭、豚186頭、山羊1頭であった。牛では牛伝染性リンパ腫14頭、敗血症2頭、ヨーネ病1頭であった。豚では敗血症（抗酸菌症を含む）64頭、サルモネラ症34頭、トキソプラズマ症29頭、膿毒症22頭、豚丹毒17頭が主な疾病であった。山羊では筋肉変性1頭であった。

### (3) 一部廃棄

一部廃棄実頭数は246,760頭で、牛1,317頭、とく1頭、馬8頭、豚244,306頭、山羊1,128頭であった。

## 3 と畜場の衛生指導・衛生教育

### (1) と畜場の衛生指導

と畜場法第6条及び第9条を適正に実施するために、と畜場及び付属施設の衛生保持や設備改善、維持管理及びと畜解体に係る衛生措置等に関して助言、指導を実施した。

### (2) と畜場関係者の衛生教育

と畜場法及び関係法規、人獣共通感染症、と畜場の衛生管理、食肉の衛生管理等について実施した。

## 4 と畜検査データの還元

疾病発防止のため、申請があった生産者等や家畜保健衛生所に検査結果を提供した。



# 1 と畜検査頭数及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したもの原因

## (1) 中央食検

	と畜検査頭数 ( )は、 とさつ頭数	処 分 内 容	処 分 実 頭 数	細菌病				原虫病		寄生虫病		その他の疾病							合 計			
				豚 丹 毒	サル モネ ラ症	放 線 菌 病	ヨ ー ネ 病	豚 赤 痢	ト キ ソ プ ラ ズ マ 症	そ の 他	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍		に よ る 汚 染	炎 症 又 は 炎 症 産 物	変 性 又 は 萎 縮
合計	205,071* (205,056)	禁止	4	1																1	4	
		全部 廃棄	140		21		1	1	23	3		11	60	2	2		2			1	13	140
		一部 廃棄	152,605		2					7	229					117	20	147,607	6,397	10,467	164,846	
牛	1,967* (1,962)	禁止	1										1								1	
		全部 廃棄	16				1					2									13	16
		一部 廃棄	1,286		2					6	110				8	1	1,060	106	398	1,691		
とく	1 (1)	禁止	0																		0	
		全部 廃棄	0																			0
		一部 廃棄	0																			0
馬	22 (22)	禁止	0																		0	
		全部 廃棄	0																			0
		一部 廃棄	8															8		1	9	
豚	201,782* (201,772)	禁止	3	1							1									1	3	
		全部 廃棄	123		21		1	23	3		11	58	2	2		2						123
		一部 廃棄	150,591								6				104	17	145,941	6,279	9,935	162,282		
山羊	1,299 (1,299)	禁止	0																		0	
		全部 廃棄	1																1		1	
		一部 廃棄	720							1	113				5	2	598	12	133	864		

\* 生体検査後に死亡した牛4頭、豚7頭を含む。

(2) 北部食検

	と畜検査頭数  ( )は、とさつ頭数	処分内容	処分実頭数	細菌病		原虫病		寄生虫病		その他の疾病							合計		
				豚丹毒	サルモネラ症	トキソプラズマ症	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染		変性又は萎縮	その他
合計	111,095* (111,091)	禁止	1														1	1	
		全部廃棄	64	17	13	6	1			11	6		2		6		1	1	64
		一部廃棄	94,155					1	177					12	29	91,889	2,996	8,262	103,366
牛	37 (37)	禁止	0															0	
		全部廃棄	1															1	1
		一部廃棄	31						13					1		27	2	7	50
とく	1 (1)	禁止	0															0	
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	1													1			1
豚	110,234* (110,231)	禁止	0															0	
		全部廃棄	63	17	13	6	1			11	6		2		6		1	63	
		一部廃棄	93,715											11	29	91,570	2,987	8,187	102,784
山羊	823 (822)	禁止	1															1	
		全部廃棄	0																0
		一部廃棄	408						1	164							291	7	68

\* 生体検査後に死亡した豚3頭を含む。

## 2 月別と畜検査頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総計	合計	28,067	24,400	24,962	26,307	27,698	24,200	27,381	26,327	29,672	25,211	24,410	27,531	<b>316,166</b>
	牛	136	132	165	172	164	168	203	208	180	170	141	167	<b>2,006</b>
	馬	1	1	3	2	3	1	3	1	3	1	1	2	<b>22</b>
	豚	27,795	24,184	24,611	25,891	27,371	23,889	26,952	25,900	29,273	24,895	24,137	27,118	<b>312,016</b>
	山羊	135	83	183	242	160	142	223	218	216	145	131	244	<b>2,122</b>
中央食検	合計	17,480	15,848	16,442	17,039	18,722	15,517	18,146	17,253	19,557	16,057	15,486	17,524	<b>205,071</b>
	牛 <sup>2,3)</sup>	135	132	159	170	159	167	199	203	177	169	137	161	<b>1,968</b>
	馬	1	1	3	2	3	1	3	1	3	1	1	2	<b>22</b>
	豚 <sup>3)</sup>	17,261	15,664	16,166	16,736	18,479	15,266	17,796	16,927	19,229	15,785	15,261	17,212	<b>201,782</b>
	山羊	83	51	114	131	81	83	148	122	148	102	87	149	<b>1,299</b>
北部食検 <sup>1)</sup>	合計	10,587	8,552	8,520	9,268	8,976	8,683	9,235	9,074	10,115	9,154	8,924	10,007	<b>111,095</b>
	牛 <sup>2)</sup>	1		6	2	5	1	4	5	3	1	4	6	<b>38</b>
	豚 <sup>4)</sup>	10,534	8,520	8,445	9,155	8,892	8,623	9,156	8,973	10,044	9,110	8,876	9,906	<b>110,234</b>
	山羊	52	32	69	111	79	59	75	96	68	43	44	95	<b>823</b>

- 1) 北部食検は馬の取り扱いなし
- 2) 牛（とくを含む）
- 3) 生体検査後に死亡した牛4頭、豚7頭を含む
- 4) 生体検査後に死亡した豚3頭を含む

## 3 月別とさつ禁止頭数

病名		畜種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総計	合計		0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	<b>5</b>
	豚丹毒 (蕁麻疹型)	豚											1		<b>1</b>
	膿毒症	豚			1										<b>1</b>
	尿毒症	牛				1									<b>1</b>
	熱性諸症	豚					1								<b>1</b>
山羊						1								<b>1</b>	
中央食検	合計		0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	<b>4</b>
	豚丹毒 (蕁麻疹型)	豚											1		<b>1</b>
	膿毒症	豚			1										<b>1</b>
	尿毒症	牛				1									<b>1</b>
	熱性諸症	豚					1								<b>1</b>
北部食検	合計		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	<b>1</b>
	熱性諸症	山羊					1								<b>1</b>

## 4 月別全部廃棄頭数

### (1) 中央食検

畜種		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計		17	13	20	13	19	9	4	5	10	2	17	11	140
サルモネラ症	豚	4	2	1		6	1					6	1	21
ヨーネ病	牛												1	1
豚赤痢	豚											1		1
トキソプラズマ症	豚		4	9	7			1	1		1			23
住肉胞子虫症	豚	1		1				1						3
膿毒症	豚	3	2	2			1	1		1			1	11
敗血症	牛						1					1		2
	豚	8	3	6	6	10	6	1	1	6	1	5	5	58
尿毒症	豚					1				1				2
黄疸（高度）	豚								1			1		2
悪性黒色腫	豚												1	1
その他の腫瘍	豚					1								1
筋肉変性	山羊		1											1
牛伝染性リンパ腫	牛	1	1	1		1			2	2		3	2	13

### (2) 北部食検

畜種		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計		9	8	1	8	4	7	5	4	5	9	3	1	64
豚丹毒	豚	2	6	0	0	2	2	0	0	3	0	2	0	17
（蕁麻疹型）			1							1				2
（関節炎型）			2				2	1			1		2	8
（心内膜炎型）				5				1			1			7
サルモネラ症	豚	5	1	1	1		3	1		1				13
トキソプラズマ症	豚				4		2							6
住肉胞子虫症	豚										1			1
膿毒症	豚	1			3				1	1	5			11
敗血症（抗酸菌）	豚							1			1			2
敗血症	豚	1	1					1	1					4
黄疸（高度）	豚					1			1					2
悪性黒色腫	豚							1	1		2			4
その他の腫瘍	豚											1	1	2
筋肉変性	豚					1								1
牛伝染性リンパ腫	牛							1						1

## 5 畜種別の一部廃棄数

### (1) 中央食検

疾病名	牛	馬	豚	山羊	
<b>呼吸器系</b>	<b>608</b>	<b>5</b>	<b>81,505</b>	<b>217</b>	
肺	MPS型肺炎		30,402		
	APP型肺炎		1,066		
	胸膜炎型肺炎	318	2	19,067	66
	膿瘍型肺炎	34		3,963	8
	その他型肺炎	216	3	26,990	140
	肺気腫	40		16	3
	肺水腫			1	
<b>循環器系</b>	<b>55</b>	<b>0</b>	<b>17,253</b>	<b>62</b>	
心	心外膜炎	47		16,203	53
	心内膜炎			10	1
	心膿瘍			7	
	心筋炎			4	1
	心筋の変性	3		16	1
	脾炎	2		649	
脾	脾膿瘍	1		5	2
	脾腫			27	2
	脾うっ血			238	
リンパ	躯幹リンパ節膿瘍			67	
	内臓リンパ節膿瘍	2		27	2
<b>消化器系</b>	<b>819</b>	<b>9</b>	<b>123,062</b>	<b>379</b>	
舌	舌膿瘍	3			
胃	胃炎	20		16	16
腸	小腸炎	12	2	738	39
	大腸炎	22		12,269	38
	豚赤痢様腸炎			2,794	
	腹膜炎	3		5,928	5
	腹腔膿瘍	6		63	1
	腸気泡症			17	
	PIA症候群			19	
	腸の点状出血	1			72
	脾水腫	1		77	1
肝	間質性肝炎	9		39,715	6
	包膜炎型肝炎	106	4	23,856	78
	膿瘍型肝炎	51	1	84	19
	肝硬変型肝炎	2		84	3
	胆管炎型肝炎	15			3
	寄生虫性肝炎			10,642	1
	その他の肝炎	265	1	18,124	88
	鋸屑肝	64			
	胆石症	1			
	肝富脈斑	123			
	脂肪肝	44		3,450	3
	肝の変性	6		2,607	1
	混濁肝			2,336	
	肝出血	65		243	5
	肝砂粒症			1	
	<b>その他</b>	<b>52</b>	<b>0</b>	<b>234</b>	<b>5</b>
抗酸菌症	リンパ節限局型		233		
	脂肪壊死	52		1	5

疾病名	牛	馬	豚	山羊	
<b>泌尿生殖器系</b>	<b>387</b>	<b>0</b>	<b>7,624</b>	<b>261</b>	
腎	出血型腎炎	6		395	
	膿瘍型腎炎	1		11	3
	硬化型腎炎	1		78	
	ターキーエック型腎炎			13	
	腎盂炎型腎炎	1		18	
	その他型腎炎	315		2,130	211
	腎盂拡張			332	1
	嚢胞腎	61		3,860	2
	腎結石	1			27
	腎梗塞			624	15
	萎縮腎			160	
子宮	子宮蓄膿症	1		1	
	卵巣囊腫			2	
乳房	乳房炎				2
<b>運動器</b>	<b>167</b>	<b>0</b>	<b>9,238</b>	<b>90</b>	
耳	耳介異常			2,760	
筋	筋肉膿瘍	11		625	14
	筋出血	18		149	2
	筋肉変性	14		28	2
	筋肉水腫	2		3	3
	メラノーシス	1		24	
	横隔膜炎	42		1	28
	横隔膜膿瘍	34			
	横隔膜水腫	2			
	筋肉の炎症	3			
骨	骨膿瘍	5		59	1
	関節炎	3		345	7
	骨折			29	1
	放線菌症	2			
皮膚	皮下出血	23		2,062	4
	皮下膿瘍	3		3,036	24
	皮膚炎			22	2
	皮下水腫	4		23	2
	滑膜囊腫			71	
	皮膚の変性			1	
<b>寄生虫病・原虫病</b>	<b>116</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>114</b>	
	肝蛭症	5			1
	脾蛭症	110			93
	毛包虫症				16
	肺虫症			5	
	その他の吸虫症	1		1	1
	その他				3
<b>腫瘍</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	<b>2</b>	
	黒色腫			3	
	腎臓の腫瘍	1		13	1
	胃の腫瘍	1			
	小腸の腫瘍				1
その他				1	

	牛	馬	豚	山羊
合計	2,206	14	238,939	1,130
(実頭数)	1,286	8	150,591	720

(2) 北部食検

疾 病 名		牛	豚	山羊
<b>呼 吸 器 系</b>		<b>7</b>	<b>53,966</b>	<b>79</b>
肺	MPS型肺炎		15,921	
	APP型肺炎		419	2
	胸膜炎型肺炎	4	17,525	30
	膿瘍型肺炎	1	540	3
	その他型肺炎	2	19,544	44
	肺気腫		17	
<b>循 環 器 系</b>		<b>2</b>	<b>9,145</b>	<b>19</b>
心	心外膜炎		8,954	11
	心内膜炎		1	
	心膿瘍		3	
	心筋炎		2	1
	心筋の変性			3
	脾	脾炎	2	76
	脾膿瘍		2	
	脾腫		11	
	脾うっ血		86	
リンパ	躯幹リンパ節膿瘍		2	2
	内臓リンパ節膿瘍		8	2
<b>消 化 器 系</b>		<b>34</b>	<b>101,732</b>	<b>261</b>
胃	胃炎	2	20	8
腸	小腸炎	5	1,055	55
	大腸炎	13	27,165	45
	豚赤痢様腸炎		581	
	腹膜炎		8,879	5
	腹腔膿瘍		15	
	腸気泡症		28	
	PIA症候群		4	
	腸の点状出血			32
脾	脾水腫	1	10	
肝	間質性肝炎		28,793	6
	包膜炎型肝炎		8,495	25
	膿瘍型肝炎	1	29	8
	肝硬変型肝炎		127	
	胆管炎型肝炎			1
	寄生虫性肝炎		9,766	
	その他の肝炎	7	12,584	64
	鋸屑肝	1		
	肝富脈斑	3		
	脂肪肝		1,568	
	肝の変性		1,327	1
	混濁肝		607	
	肝出血	1	679	11
	<b>そ の 他</b>		<b>2</b>	<b>60</b>
抗酸菌症	リンパ節限局型		60	
	脂肪壊死	2		

疾 病 名		牛	豚	山羊
<b>泌 尿 生 殖 器 系</b>		<b>10</b>	<b>17,192</b>	<b>100</b>
腎	出血型腎炎		146	
	膿瘍型腎炎		48	
	硬化型腎炎		89	
	ターキーエッグ型腎炎		13	
	腎盂炎型腎炎		15	2
	その他型腎炎	6	10,220	67
	腎盂拡張		161	1
	嚢胞腎	2	6,064	1
	腎結石			7
	腎梗塞		362	14
萎縮腎		74		
精巣	炎症・膿瘍			4
子宮	子宮蓄膿症	1		1
	子宮の炎症	1		1
乳房	乳房炎			2
<b>運 動 器</b>		<b>5</b>	<b>3,529</b>	<b>49</b>
耳	耳介異常		1,797	
筋	筋肉膿瘍		561	18
	筋出血		48	
	筋肉変性		6	3
	筋肉水腫		1	
	メラノーシス		15	
	横隔膜炎	3		5
骨	筋肉の炎症	1		
	骨膿瘍		81	1
	関節炎		74	4
	骨折		22	
	脱臼		1	
皮膚	皮下出血		101	2
	皮下膿瘍	1	821	16
	皮膚炎		1	
<b>寄 生 虫 病 ・ 原 虫 病</b>		<b>13</b>		<b>165</b>
	肝蛭症			1
	脾蛭症	13		117
	毛包虫症			45
	その他			2
<b>腫 瘍</b>			<b>29</b>	
	黒色腫		21	
	腎臓の腫瘍		7	
	その他		1	

	牛*	豚	山羊
合計	73	185,653	673
(実頭数)	32	93,715	408

\*とく1頭含む

## 6 病畜の疾病内訳

### (1) 中央食検

区分	病名	畜種				計
		牛		豚	山羊	
		和牛	乳牛			
	合計	31	80	207	5	<b>323</b>
呼吸器系	肺炎	1				<b>1</b>
消化器系	胃炎・腸炎	1				<b>1</b>
	直腸脱			1		<b>1</b>
泌尿器系	尿道結石	1				<b>1</b>
生殖器系	子宮捻転	1				<b>1</b>
	子宮脱	1				<b>1</b>
	膣脱			1		<b>1</b>
	乳房炎		1			<b>1</b>
神経系	腰萎	3	2			<b>5</b>
	神経麻痺		4			<b>4</b>
運動器系	関節周囲炎		1			<b>1</b>
	関節炎	3	18	3	1	<b>25</b>
	脱臼	2	20			<b>22</b>
	起立困難			47		<b>47</b>
	起立不能	4	1	147	2	<b>154</b>
	跛行			3		<b>3</b>
	筋炎	4	1			<b>5</b>
	筋断裂	8	26		1	<b>35</b>
	蹄病		2	1		<b>3</b>
	骨折				1	<b>1</b>
その他	膿瘍			2		<b>2</b>
	その他	2	4	4		<b>10</b>

### (2) 北部食検

区分	病名	畜種				計	
		牛		とく	豚		山羊
		和牛	乳牛				
	合計	2	1	1	236	16	<b>256</b>
消化器系	脱肛				1		<b>1</b>
神経系	腰萎	1					<b>1</b>
運動器系	関節炎				11		<b>11</b>
	起立困難				15		<b>15</b>
	起立不能			1	94	13	<b>108</b>
	産後起立不能	1	1				<b>2</b>
	跛行				17		<b>17</b>
	創傷				1		<b>1</b>
	骨折				5		<b>5</b>
その他	膿瘍				90		<b>90</b>
	尾咬傷				1		<b>1</b>
	その他				1	3	<b>4</b>

## 7 と畜検査頭数の推移

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
総計	合計	353,774	351,619	333,666	311,858	312,963	317,637	331,751	339,873	322,039	316,166
	牛	2,231	2,295	2,700	2,324	1,936	1,958	2,103	2,184	2,210	2,004
	とく	0	0	1	1	2	1	1	0	0	2
	馬	46	50	46	34	20	25	21	21	23	22
	豚	350,660	347,903	329,403	308,057	309,684	314,243	328,008	335,674	317,399	312,016
	山羊	837	1,369	1,516	1,441	1,320	1,410	1,616	1,994	2,406	2,122
	めん羊	0	2	0	1	1	0	2	0	1	0
中央食検	合計	231,691	230,367	220,265	208,283	198,976	201,480	210,242	220,352	209,430	205,071
	牛	2,104	2,190	2,602	2,248	1,888	1,921	2,059	2,138	2,153	1,967
	とく			1	1	2	1	1			1
	馬	46	50	46	34	20	25	21	21	23	22
	豚	229,357	227,431	216,824	205,277	196,287	198,710	207,281	216,990	205,798	201,782
	山羊	184	696	792	722	779	823	878	1,203	1,456	1,299
	めん羊				1			2			
北部食検	合計	122,083	121,252	113,401	103,575	113,987	116,157	121,509	119,521	112,609	111,095
	牛	127	105	98	76	48	37	44	46	57	37
	とく										1
	豚	121,303	120,472	112,579	102,780	113,397	115,533	120,727	118,684	111,601	110,234
	山羊	653	673	724	719	541	587	738	791	950	823
	めん羊		2			1					1

## 8 とさつ禁止頭数の推移（中央食検と北部食検の合計）

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
疾病名	牛	3	5			2	2	2	2		1
	馬						1				
	豚	15	20	7	13	25	11	33	26	12	3
	山羊		1		1	1		3	1		1
豚丹毒	豚	11	16	7	9	24	6	27	23	9	1
膿毒症	豚	3	3					1		1	1
尿毒症	牛	1	3			1			1		1
	山羊		1					1	1		
黄疸(高度)	牛	2	1				2	2	1		
	馬						1				
熱性諸症	牛		1			1					
	豚	1	1		4	1	5	5	3	2	1
	山羊				1	1		2			1



## 9 全部廃棄頭数の推移（中央食検と北部食検の合計）

疾病名		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
		牛	7	13	12	12	16	13	15	10	20
豚		345	390	311	312	346	251	402	334	443	186
山羊			2	1	1		2	2	1	3	1
馬		1									
豚丹毒	豚	82	97	75	72	76	25	192	169	224	17
サルモネラ症	豚	109	155	133	142	93	72	52	55	53	34
ヨーネ病	牛										1
豚赤痢	豚										1
トキソプラズマ症	豚	82	73	40	50	95	48	57	15	50	29
住肉胞子虫症	豚	12	5	5	6	7	7	7	3	4	4
膿毒症	牛	2		1					1	4	
	豚	20	9	5	6	7	2	8	20	23	22
	山羊		1				1	2		1	
敗血症 (抗酸菌症を含む)	牛	2	3	4		2	3	3	1	6	2
	豚	18	37	40	20	59	84	71	66	77	64
	山羊		1						1		
尿毒症	牛				1						
	豚		1			1		1		3	2
黄疸（高度）	牛										
	豚		1	2	3	2	1	6		2	4
	山羊				1						
水腫	牛										
	豚	1			1						
	山羊						1			1	
悪性黒色腫	豚	8	4	6	6	2		5	6	5	5
その他の腫瘍	牛	3	1			1					
	豚		1		1		4				3
中毒諸症	豚	2									
変性	牛										
	馬	1									
	豚	6	6	1	3	4	5				1
	山羊			1						1	1
牛伝染性リンパ腫	牛		9	7	11	13	10	12	8	10	14
白血病	豚	5	1	4	2		3	3		2	

## 10 と畜場別の開場日数及び検査延べ人員

検査延べ人員		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		604	525	591	591	557	525	596	532	586	546	477	650	<b>6,780</b>
沖縄県 食肉センター	開場日数	21	19	21	21	22	19	22	19	22	19	17	23	<b>245</b>
	検査員数	381	346	391	386	372	350	401	351	403	372	300	404	<b>4,457</b>
名護市 食肉センター	開場日数	22	19	20	22	20	19	21	19	20	19	18	23	<b>242</b>
	検査員数	223	179	200	205	185	175	195	181	183	174	177	246	<b>2,323</b>

## 11 と畜場の食肉衛生月間関連行事

	開催月日	内 容	対 象	人数
沖縄県食肉 センター	令和2年 8月27日(木)	・食肉運搬車両の衛生指導 (荷台の衛生状態の確認及び衛生管理状 況の聞き取り調査、啓発チラシの配布)	食肉搬出業者	13業者
	令和2年 9月16日(水)	・衛生教育と意識調査のアンケート (食中毒予防、HACCPと5Sについて)	と畜場内作業従事者	208名
名護市食肉 センター	令和2年 8月6日(水)	・食肉運搬車両の衛生指導 (荷台の衛生状態の確認及び衛生管理状 況の聞き取り調査、啓発チラシの配布)	食肉搬出業者	6業者
	令和2年 8月21日(金)	・衛生講習会用スライド資料の配付 (衛生管理、食中毒予防)	と畜場内作業従事者	書面 開催

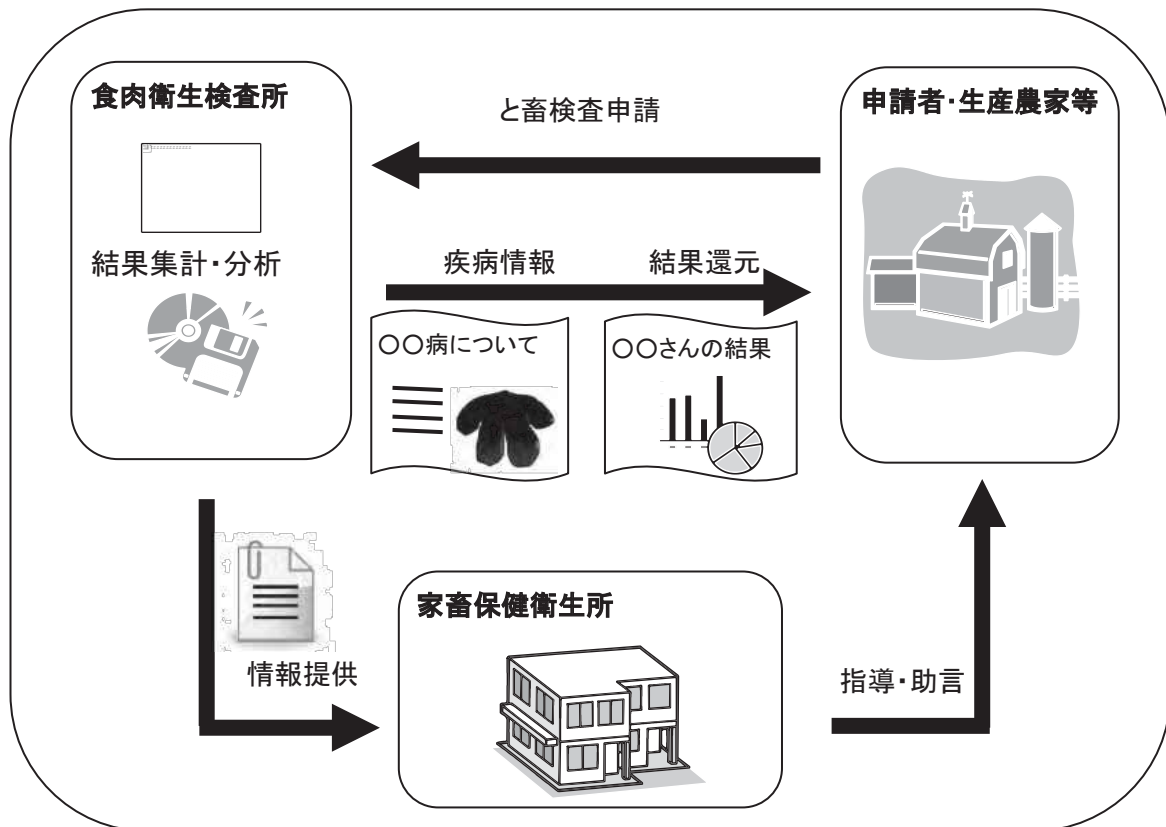
## 12 と畜場の衛生監視

	内 容	実 施 状 況
沖縄県食肉 センター	場内監視	毎日
	衛生チェック	年12回
	衛生合同会議	年12回
名護市食肉 センター	場内監視	毎日
	衛生チェック	年6回
	衛生合同会議	年6回

### 1.3 と畜検査データの還元

検査結果について疾病の発生状況などを整理・分析し、申請者等からの申請に基づきデータを還元している。生産現場での食肉検査データの活用により、生産性の向上及びより健康な家畜の生産を支援することを目的としている。

	内 容	対 象	件 数
中央食検	家畜伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	1
	届出伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	沖縄県食肉センター	244
	疾病明細	(株)那覇ミート	24
北部食検	届出伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	北部食肉協業組合	242
	と畜検査結果	生産者	60



## Ⅱ 食鳥検査業務の概要

### 1 検査羽数

令和2年度の中央・北部両食検における食鳥検査羽数は、4,141,068羽であった。前年度比で、0.4% (14,623羽)の増加であった。

種類別では、ブロイラー3,614,191羽、成鶏526,877羽であった。

処理場別では、ブロイラーが、名護市食鳥処理施設3,614,191羽、成鶏が、食鳥流通センター526,877羽であった。

### 2 食鳥検査結果に基づく措置

ブロイラーでは、とさつ・内臓摘出禁止が25,240羽(検査羽数の0.70%)、全部廃棄が15,939羽(0.44%)、一部廃棄が117,607羽(3.3%)であった。

成鶏では、とさつ・内臓摘出禁止が44,010羽(8.4%)、全部廃棄が11,981羽(2.3%)、一部廃棄が54,226羽(10.3%)であった。

### 3 施設数

食鳥処理場(年間処理羽数30万羽超)は、中央食検管轄が1施設(食鳥流通センター)、北部食検管轄が1施設(名護市食鳥処理施設(令和元年7月16日開始))で、認定小規模食鳥処理場(年間処理羽数30万羽以下)は、中央食検管轄が4施設、北部食検管轄が9施設(休止届4施設含む)である。

### 4 食鳥処理場の衛生指導及び衛生教育

食鳥処理場及び認定小規模食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者及び作業従事者に対し、食鳥肉の衛生管理を徹底するための衛生指導及び教育を行った。

### 5 高病原性鳥インフルエンザ初動防疫演習

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について、机上演習を行いさらに敷地内の緊急消毒や移動制限の確認などの実働訓練を実施した。

# 1 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したもの ものの原因

## (1) ブロイラー

検査羽数		名護市食鳥処理施設			合計			
		3,614,191			3,614,191			
処分実羽数		禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	禁止	全部 廃棄	一部 廃棄	
疾病別 羽数	ウイルス	鶏痘				0	0	0
		伝染性気管支炎				0	0	0
		伝染性喉頭気管炎				0	0	0
		ニューカッスル病				0	0	0
		鶏白血病				0	0	0
		封入体肝炎				0	0	0
		マレック病	2,739	1,621		2,739	1,621	0
		その他				0	0	0
	細菌	大腸菌症		7,266		0	7,266	0
		伝染性コリーザ				0	0	0
		サルモネラ症				0	0	0
		ブドウ球菌症		64		0	64	0
		その他				0	0	0
	その他の 疾病	膿毒症				0	0	0
		敗血症		118		0	118	0
		真菌症				0	0	0
		原虫病				0	0	0
		寄生虫病				0	0	0
		変性	598	556	24,751	598	556	24,751
		尿酸塩沈着症				0	0	0
		水腫				0	0	0
		腹水症	7,078	819		7,078	819	0
		出血	573	518	2,061	573	518	2,061
		炎症	2,364	4,184	90,457	2,364	4,184	90,457
		萎縮				0	0	0
		腫瘍		32	338	0	32	338
		異常体温				0	0	0
		黄疸				0	0	0
		外傷	79			79	0	0
		中毒諸症				0	0	0
		削瘦及び発育不良	5,115	554		5,115	554	0
		放血不良	6,523	207		6,523	207	0
湯漬過度		171			171	0	0	
その他				0	0	0		
計		<b>25,240</b>	<b>15,939</b>	<b>117,607</b>	<b>25,240</b>	<b>15,939</b>	<b>117,607</b>	

## (2) 成鶏

検査羽数		食鳥流通センター			合計			
		526,877			526,877			
処分実羽数		禁止	全部廃棄	一部廃棄	禁止	全部廃棄	一部廃棄	
疾病別羽数	ウイルス	鶏痘				0	0	0
		伝染性気管支炎				0	0	0
		伝染性喉頭気管炎				0	0	0
		ニューカッスル病				0	0	0
		鶏白血病				0	0	0
		封入体肝炎				0	0	0
		マレック病		8		0	8	0
	その他				0	0	0	
	細菌	大腸菌症		10		0	10	0
		伝染性コリーザ				0	0	0
		サルモネラ症				0	0	0
		ブドウ球菌症				0	0	0
		その他				0	0	0
	その他疾病	膿毒症				0	0	0
		敗血症				0	0	0
		真菌症				0	0	0
		原虫病				0	0	0
		寄生虫病				0	0	0
		変性		3	7,470	0	3	7,470
		尿酸塩沈着症				0	0	0
		水腫				0	0	0
		腹水症	8,102	694		8,102	694	0
		出血		211	21,152	0	211	21,152
		炎症	92	8,530	25,264	92	8,530	25,264
		萎縮				0	0	0
		腫瘍		2,259	340	0	2,259	340
		異常体温				0	0	0
		黄疸				0	0	0
		外傷	12,719	10		12,719	10	0
中毒諸症					0	0	0	
削瘦及び発育不良		21,365	256		21,365	256	0	
放血不良		1,732			1,732	0	0	
湯漬過度					0	0	0	
その他					0	0	0	
計		<b>44,010</b>	<b>11,981</b>	<b>54,226</b>	<b>44,010</b>	<b>11,981</b>	<b>54,226</b>	

## 2 月別検査羽数及び廃棄羽数

月	名護市食鳥処理施設		食鳥流通センター		合 計	
	検査羽数	禁止・全部廃棄数 (廃棄率%)	検査羽数	禁止・全部廃棄数 (廃棄率%)	検査羽数	禁止・全部廃棄数 (廃棄率%)
4	299,470	2,402 (0.80)	42,035	3,184 (7.57)	<b>341,505</b>	<b>5,586 (1.64)</b>
5	298,184	2,846 (0.95)	25,743	1,924 (7.47)	<b>323,927</b>	<b>4,770 (1.47)</b>
6	311,937	3,140 (1.01)	48,812	3,567 (7.31)	<b>360,749</b>	<b>6,707 (1.86)</b>
7	305,084	2,521 (0.83)	57,831	7,700 (13.31)	<b>362,915</b>	<b>10,221 (2.82)</b>
8	298,478	3,666 (1.23)	48,227	7,688 (15.94)	<b>346,705</b>	<b>11,354 (3.27)</b>
9	280,747	2,474 (0.88)	49,469	3,986 (8.06)	<b>330,216</b>	<b>6,460 (1.96)</b>
10	310,906	3,608 (1.16)	33,444	1,933 (5.78)	<b>344,350</b>	<b>5,541 (1.61)</b>
11	294,804	2,914 (0.99)	46,258	3,766 (8.14)	<b>341,062</b>	<b>6,680 (1.96)</b>
12	315,525	4,228 (1.34)	51,457	5,220 (10.14)	<b>366,982</b>	<b>9,448 (2.57)</b>
1	294,971	4,565 (1.55)	48,646	6,218 (12.78)	<b>343,617</b>	<b>10,783 (3.14)</b>
2	287,419	3,372 (1.17)	45,577	5,385 (11.82)	<b>332,996</b>	<b>8,757 (2.63)</b>
3	316,666	5,443 (1.72)	29,378	5,420 (18.45)	<b>346,044</b>	<b>10,863 (3.14)</b>
合計	3,614,191	41,179 (1.14)	526,877	55,991 (10.63)	<b>4,141,068</b>	<b>97,170 (2.35)</b>

### 3 食鳥検査結果に基づく処分実羽数（ブロイラー・成鶏）

		名護市食鳥処理施設 (ブロイラー)	食鳥流通センター (成鶏)	合 計
検査羽数		3,614,191	526,877	<b>4,141,068</b>
処分実羽数		158,786	110,217	<b>269,003</b>
内 訳	禁 止	25,240	44,010	<b>69,250</b>
	全部廃棄	15,939	11,981	<b>27,920</b>
	一部廃棄	117,607	54,226	<b>171,833</b>

### 4 食鳥処理場の現状

		名護市食鳥処理施設	食鳥流通センター	合 計
検査羽数	ブロイラー	3,614,191	-	<b>3,614,191</b>
	成鶏	-	526,877	<b>526,877</b>
	計	3,614,191	526,877	<b>4,141,068</b>
開場日数		258	262	<b>520</b>
一日処理能力		24,000	3,000	<b>27,000</b>
月平均処理羽数		401,577	43,906	<b>445,483</b>
延べ検査員数		839	537	<b>1,376</b>
一日当たり検査員数		3	2	<b>5</b>
一日当たり検査羽数		14,008	2,011	<b>16,019</b>

### 5 食鳥処理場別の開場日数及び検査延べ人員

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
名護市 食鳥処理 施設	検査員 数	67	73	71	72	71	66	74	69	76	65	65	70	<b>839</b>
	開場日 数	21	22	22	22	22	20	23	21	23	20	20	22	<b>258</b>
食鳥流通 センター	検査員 数	49	30	52	54	48	48	33	46	50	47	42	38	<b>537</b>
	開場日 数	22	15	26	26	24	24	16	23	25	23	21	17	<b>262</b>

### 6 10年間の食鳥検査羽数（沖縄県全体と同一）

処理場名	種類	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2※
沖縄食鶏加工 株式会社 (令和元年8月廃 業)	ブロイラー	1,822,916	1,788,576	1,756,989	1,766,510	1,682,104	1,619,022	1,623,382	1,715,409	572,840	-
(有)中央食品 加工 (令和元年7月廃 業)	ブロイラー	1,373,965	1,243,912	1,455,163	1,680,800	1,834,816	1,804,989	1,874,569	1,845,457	548,559	-
名護市食鳥 処理施設	ブロイラー	-	-	-	-	-	-	-	-	2,485,593	3,614,191
食鳥流通 センター	成 鶏	503,898	590,083	511,145	524,837	524,741	535,100	488,311	569,928	519,453	526,877
年 計		<b>3,700,779</b>	<b>3,622,571</b>	<b>3,723,297</b>	<b>3,972,147</b>	<b>4,041,661</b>	<b>3,959,111</b>	<b>3,986,262</b>	<b>4,130,794</b>	<b>4,126,445</b>	<b>4,141,068</b>

※令和2年4月1日現在、沖縄県全体で食鳥処理場は名護市食鳥処理施設と食鳥流通センターの2カ所のみ。



## 7 認定小規模食鳥処理場

### (1) 処理場数 (とさつ一貫処理)

	処理施設実数	鶏 処理施設	あひる 処理施設	七面鳥 処理施設
中央食検	4	4	1	0
北部食検	9 (4)	8 (3)	7 (4)	2 (1)
合 計	<b>13 (4)</b>	<b>12 (3)</b>	<b>8 (4)</b>	<b>2(1)</b>

( )は休止中の処理施設数で内数。

年度中に廃止した施設も処理施設数に含む。

### (2) 確認(処理)状況

#### ア) 中央食検管内

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
確認 羽数	成鶏	184	292	262	174	286	284	429	294	338	384	287	369	<b>3583</b>
	ブロイラー	0	0	250	0	60	0	0	0	0	50	0	165	<b>525</b>
	あひる	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
禁止・全 部廃棄数 (廃棄率%)	成鶏	2 (1.1)	5 (1.7)	3 (1.1)	6 (3.4)	7 (2.4)	3 (1.1)	2 (0.5)	3 (1.0)	1 (0.3)	3 (0.8)	0 (0)	0 (0)	<b>35 (1.0)</b>
	ブロイラー	-	-	0 (0)	-	0 (0)	-	-	-	-	0 (0)	-	0 (0)	<b>0 (0)</b>
	あひる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>0 (0)</b>

#### イ) 北部食検管内

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
確認 羽数	成鶏	3,560	2,300	3,950	1,587	1,780	3,350	1,850	3,590	1,820	1,720	1,810	2,039	<b>29,356</b>
	ブロイラー	0	0	250	100	0	0	250	0	0	0	0	0	<b>600</b>
	あひる	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
	七面鳥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
禁止・全 部廃棄数 (廃棄率%)	成鶏	95 (2.7)	44 (1.9)	90 (2.3)	0 (0)	0 (0)	92 (2.7)	0 (0)	102 (2.8)	0 (0)	0 (0)	2 (0.1)	1 (0)	<b>426 (1.5)</b>
	ブロイラー	-	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)	-	-	-	-	-	<b>0 (0)</b>
	あひる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>0 (0)</b>
	七面鳥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<b>0 (0)</b>

(3) 処理場別の年間処理羽数

所管		名 称	成鶏	ブロイラー	あひる	七面鳥	計
中央食検	1	上原養鶏場	3,448				3,448
	2	中川牧場食鳥					0
	3	沖縄県立南部農林高等学校		225			225
	4	沖縄県立中部農林高等学校	135	300			435
北部食検	1	安室養鶏場ヤンバル農場	10,806				10,806
	2	瀬宮食鳥処理センター	8,410				8,410
	3	安村食肉販売店*					0
	4	アガリエ*					0
	5	名嘉食品*					0
	6	食鳥処理センター松林*					0
	7	農業生産法人(有)乙羽ファーム					0
	8	玉城食鳥販売	10,140				10,140
	9	沖縄県立北部農林高等学校		600			600
総 計 (15施設)			32,939	1,125	0	0	34,064

\*休止中

## 8 食鳥処理場の衛生講習会

処理場名	開催月日	対 象 者	人数	内 容
食鳥流通センター	令和2年8月	食鳥処理衛生管理者及び作業従事者	書面	・啓発用パンフレット、講習会用スライド資料(5S活動について)を配布。
名護市食鳥処理施設	令和2年9月14日	食鳥処理衛生管理者及び作業従事者	書面	・啓発用パンフレット、講習会用スライド資料(5S活動、食中毒予防について)を配布。

## 9 食鳥処理場の衛生監視

	立入検査 処理場数	立入検査件数
中央食検	5	8
北部食検	6	14

### Ⅲ 精密検査業務の概要

#### 1 保留に係る精密検査業務

令和2年度は、中央食検・北部食検あわせて482件（牛18件、豚462件、山羊2件）の保留検査を実施し、その結果牛17件、豚186件、山羊1件で全部廃棄となった。

##### (1) 中央食検

畜種	病類	保留検査件数	精密検査内容				検査結果		
			肉眼検査	微生物	病理・寄生虫	理化学	全部廃棄	合格	
牛	ヨーネ病	1		1	1		1		
	牛伝染性リンパ腫	13			13		13		
	敗血症	2		2			2		
	悪性黒色腫	1			1			1	
	小計	17		3	15		16	1	
豚	豚丹毒	蕁麻疹型	1	1				1	
		関節炎型	58	58				58	
		心内膜炎型							
	サルモネラ症	74		74			21	53	
	豚赤痢	1		1			1		
	トキソプラズマ症	31			31		23	8	
	住肉胞子虫症	3	3				3		
	膿毒症	11	11				11		
	敗血症	抗酸菌	7			7			7
		その他の細菌	75		75			58	17
	尿毒症	3				3	2	1	
	黄疸（高度）	3				3	2	1	
	悪性黒色腫	2			2		1	1	
	その他の腫瘍	2			2		1	1	
	中毒諸症	3				3		3	
小計	274	14	209	42	9	123	151		
山羊	その他の腫瘍	1			1			1	
	筋肉変性	1	1				1		
	小計	2	1		1		1	1	
計		293	15	212	58	9	140	153	

\* 1頭の獣畜が複数の病類で保留となることがあるため、「保留検査件数＝保留実頭数」とはならない。

(2) 北部食検

畜種	病類	保留 検査 件数	精密検査内容				検査結果	
			肉眼 検査	微生物	病理 ・ 寄生虫	理化学	全部 廃棄	合格
牛	牛伝染性リンパ腫	1			1		1	
	小計	1			1		1	
豚	豚丹毒	蕁麻疹型	4	2	2		2	2
		関節炎型	44	9	35		8	36
		心内膜炎型	7		7		7	
	サルモネラ症		58	5	53		13	45
	トキソプラズマ症		10	2		8	6	4
	住肉胞子虫症		6	6			1	5
	膿毒症		12	12			11	1
	敗血症	抗酸菌	9	1		8	2	7
		その他の細菌	23	1	22		4	19
	黄疸（高度）		3	1			2	1
	悪性黒色腫		5	1		4	4	1
	その他の腫瘍		4			4	2	2
	筋肉変性		1	1			1	
	中毒諸症		1				1	1
小計		187	41	119	24	3	63	124
計		<b>188</b>	<b>41</b>	<b>119</b>	<b>25</b>	<b>3</b>	<b>64</b>	<b>124</b>

\* 1頭の獣畜が複数の病類で保留となることがあるため、「保留検査件数＝保留実頭数」とはならない。

## 2 伝達性海綿状脳症（TSE）検査業務

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、平成29年4月1日から、生後24ヶ月齢以上の牛で、生体検査において異常を認めた場合を除き、スクリーニング検査が廃止となった。

また、山羊及びめん羊については、平成28年6月1日から、生体検査に異常を認めた場合を除き、スクリーニング検査が廃止となった。

県内全てのと畜場におけるTSEスクリーニング検査は中央食検で実施しており、令和2年度は牛2頭、山羊及びめん羊3頭の検査を実施し、結果はすべて陰性であった。

### (1) 牛 検査頭数（と畜月で集計）

管轄	と畜場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央食検	沖縄県食肉センター			1										1
北部食検	名護市食肉センター													0
南部保健所	久米島と畜場													0
宮古保健所	(株)宮古食肉センター													0
八重山保健所	(株)八重山食肉センター												1	1
	与那国町食肉処理場													0
計		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2

### (2) 山羊及びめん羊 検査頭数（と畜月で集計）

管轄	と畜場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
中央食検	沖縄県食肉センター		1	1										2
北部食検	名護市食肉センター													0
南部保健所	久米島と畜場													0
宮古保健所	(株)宮古食肉センター													0
八重山保健所	(株)八重山食肉センター			1										1
	与那国町食肉処理場													0
計		0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

### 3 微生物検査業務

細菌性疾病の疑いのある保留獣畜について、細菌学的検査を行った。  
また、HACCP導入後の外部検証に向けた微生物試験を行った。

#### (1) 保留獣畜の精密検査件数

畜種	病類	中央食検				北部食検		
		検査 件数	培養 検査	PCR 検査	ELISA 検査	検査 件数	培養 検査	PCR 検査
牛	ヨーネ病	1			1			
	敗血症	2	2					
豚	豚丹毒	蕁麻疹型	1	1		4	2	
		関節炎型	58	58		44	35	
		心内膜炎型					7	7
	サルモネラ症	74	74	21		58	53	13
	豚赤痢	1	1	1				
	敗血症	75	75	39		23	22	
計		<b>212</b>	<b>211</b>	<b>61</b>	<b>1</b>	<b>136</b>	<b>119</b>	<b>13</b>

\* 1頭の獣畜が複数の病類で保留となる例があった。

#### (2) 微生物試験（牛・豚・鶏は切除法、山羊は拭き取り法で実施）

枝肉・とたい（検体数）

	牛	豚	山羊	鶏	計
中央食検	20	25	20	25	<b>90</b>
北部食検	4	24	16	10	<b>54</b>

### (3) 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク (GFAP) 残留量調査

下記のと畜場のGFAP検査については、厚生労働省からの事務連絡文書にて、これまでの調査により残留量が低水準で推移していることが判明したため、令和2年度以降の調査は廃止された。

管轄	中央食検	北部食検	宮古保健所	八重山保健所	計
施設	沖縄県 食肉センター	名護市 食肉センター	(株)宮古 食肉センター	(株)八重山 食肉センター	
検査部位					
頸部周囲	0	0	0	0	0
外側腹部	0	0	0	0	0

### (4) 検査技術の検証

検査の信頼性を確保するため、既知の微生物を含む試験品から当該微生物を検出、分離、同定する技術の検証を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大により、中止となった。

「令和2年度第1回食品衛生検査施設における精度管理」 (中止)

検査項目 (定性試験) : 大腸菌群、黄色ブドウ球菌、E. coli、サルモネラ属菌  
試料 : 模擬食材

「令和2年度第2回食品衛生検査施設における精度管理」 (中止)

検査項目 : 細菌数、大腸菌群  
試料 : 牛乳

## 4 病理・寄生虫検査業務

と畜検査及び食鳥検査で病理・寄生虫検査が必要とされた獣畜・食鳥について検査を行った。

### (1) 保留獣畜の精密検査件数

豚のトキソプラズマ症は、リンパ節病変部位のスタンプ標本をアクリジンオレンジ蛍光染色し、タキゾイトの検出を行った。住肉胞子虫症は、筋肉内の石灰化した虫体の肉眼検索を行った。敗血症（抗酸菌）、腫瘍等については病理組織学的検査を行った。

畜種	病類	検査件数	
		中央食検	北部食検
牛	ヨーネ病	1	
	牛伝染性リンパ腫	13	1
	悪性黒色腫	1	
豚	トキソプラズマ症	31	10 (2)
	住肉胞子虫症	3 (3)	6 (6)
	敗血症（抗酸菌）	7	9 (1)
	悪性黒色腫	2	5 (1)
	その他の腫瘍	2	4
山羊	その他の腫瘍	1	
計		61 (3)	35 (10)

( )はうち肉眼検査件数

### (2) 病理組織学的検査

保留検体を含め、中央食検184検体、北部食検49検体の検査を行った。

畜種	中央食検					北部食検				
	炎症	腫瘍	変性	その他	計	炎症	腫瘍	変性	その他	計
牛	8	15	2	2	27		1			1
馬	1				1					0
豚	94	7	8	12	121	21	10	3	1	35
山羊	9	1	1	13	24	4		1	2	7
ブロイラー					0	1	4		1	6
成鶏	1	5	2	3	11					0
計	113	28	13	30	184	26	15	4	4	49



ア) 中央食検

畜種	区分	診断名	検体数
牛 27	炎症 8	化膿性肝炎	1
		化膿性肺炎	1
		腎盂腎炎	1
		間質性腎炎	1
		肝の巣状壊死	1
		疣贅性心内膜炎	1
		肉芽腫性小腸炎(ヨーネ病)	1
		脂肪壊死	1
	腫瘍 15	牛伝染性リンパ腫	13
		胃の乳頭腫	1
		奇形腫	1
	変性 2	メラノーシス	1
		肝細胞の空胞変性	1
	その他 2	肝うっ血	1
		正常組織	1
馬 1	炎症 1	好酸性肉芽腫性肺炎	1
豚 121	炎症 94	化膿性炎(肝、腎、Ly)	2
		好酸球性リンパ節炎	4
		壊死性リンパ節炎	6
		出血性リンパ節炎	1
		変質性肝炎	1
		間質性肝炎	14
		壊死性肝炎	3
		肝巣状壊死	16
		腸リンパ節巣状壊死	10
		肉芽腫性炎(肝、筋、Ly)	8
		疣贅性心内膜炎	5
		表層性壊死性大腸炎	1
		気腫性膀胱炎	1
		非化膿性間質性腎炎	4
		化膿性皮膚炎	3
		好酸球性皮膚炎	3
		化膿性および好酸球性皮膚炎	1
		蜂窩織炎	1
		好酸球性蜂窩織炎	1
		皮膚炎	2
	血管炎	2	
	好酸球性血管周囲炎	2	
	滑膜囊腫	3	
	腫瘍 7	悪性黒色腫(全身性)	1
		悪性黒色腫(限局性)	1
		腎芽腫(上皮型)	1
		漏斗部嚢胞(粉瘤)	2
峽部嚢胞(粉瘤)		1	
平滑筋腫		1	

畜種	区分	診断名	検体数	
山羊 24	変性 8	メラノーシス(肺、浅頸Ly)	1	
		筋の鉄色素沈着	1	
		肝の脂肪変性	1	
		肝の空胞変性	1	
		尿細管水腫変性	1	
		膠原線維の変性	2	
		肝の混濁腫脹	1	
		単純性肝嚢胞	1	
	その他 12	子宮内膜嚢胞性過形成	1	
		髄外造血	1	
		全身性軽度出血	1	
		肝の鬱血	3	
	炎症 9	肝の異所形成	1	
		リンパ濾胞(肝、肺)	2	
		正常組織	2	
		反応性脾炎	1	
		反応性リンパ節炎	1	
		肉芽腫性腎炎	1	
出血性リンパ節炎		1		
肝臓の巣状壊死		3		
間質性肝炎		1		
脂肪壊死		1		
成鶏 11	腫瘍 1	リンパ腫(小腸、腸Ly)	1	
	変性 1	肺の骨形成	1	
	その他 13	肺気腫	1	
		腎結石	1	
		尿路結石	1	
		出血肝	1	
		リンパ節の出血	1	
		毛包虫寄生	1	
		正常組織	7	
	炎症 1	カタル性肺炎	1	
		腫瘍 5	T細胞性リンパ腫(マレック病)	4
			腺癌(原発不明)	1
		変性 2	腎の水腫性変性	1
肝の脂肪変性			1	
その他 3		尿管結石	1	
	慢性うっ血	1		
	正常組織	1		

イ) 北部食検

畜種	区分	診断名	検体数
牛 1	腫瘍 1	牛伝染性リンパ腫	1
豚 35	炎症 21	肉芽腫形成を伴う胆管肝炎	1
		出血性小葉中心性肝細胞壊死	1
		類脂質性肺炎	1
		巣状壊死を伴う胆管肝炎	1
		細胞円柱を伴う間質性腎炎	1
		気管支肺炎	1
		好酸球性リンパ節炎	1
		非定型抗酸菌症	2
		カタル性気管支肺炎	1
		好酸球性リンパ節炎	2
		気管支肺炎	1
		多発性肉芽腫性肝炎	1
		間質性腎炎	1
		好酸球性間質性肝炎	1
		アステロイド体を伴う多発性肉芽腫性肝炎	2
		アステロイド体を伴う多発性肉芽腫性肺炎	1
		胆管肝炎	1
		間質性肝炎	1

畜種	区分	診断名	検体数	
	腫瘍10	腎芽腫（上皮型）	1	
		肝細胞腺腫	1	
		リンパ腫（限局性）	1	
		悪性黒色腫	4	
		豚白血病（黄疸を伴う）	1	
		豚白血病（B細胞性リンパ腫）	2	
	変性 3	肝臓のグリコーゲン変性	1	
		尿細管上皮細胞の空砲変性	1	
		肝臓の混濁腫脹	1	
	その他 1	脾臓の過形成	1	
	山羊 7	炎症 4	化膿性肉芽腫性肝炎	1
			肉芽腫性肝炎	1
			リンパ濾胞を伴う化膿性肺炎	1
化膿性皮下組織炎			1	
変性 1		筋繊維の硝子様変性	1	
その他 2		肝臓の凝固壊死	1	
		正常組織（火炎処理後）	1	
フ ロ イ ラ ー 6	炎症 1	間質性肺炎	1	
	腫瘍 4	マレック病	4	
	その他 1	ミューラー管嚢腫	1	

## 5 理化学検査業務

畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査（厚生労働省通知モニタリング検査）や食肉の残留抗菌性物質モニタリング検査を行った。

### （1）残留有害物質モニタリング検査（厚生労働省通知モニタリング検査）

検査項目		検査	牛		豚		山羊		鶏		乳	蜂蜜	鶏卵	計
		検体	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓	筋肉	腎臓				
抗生物質	簡易検査法	検査数	5	5	63*1	63*1	1	1	9	9	1	2	20	179
		陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分別推定法	検査数												0
		陽性数												0
	テトラサイクリン系*2	検査数									1			1
		陽性数									0			0
	タイロシン	検査数	5		10				9				20	44
		陽性数	0		0				0				0	0
合成抗菌剤	検査数	5*3	5*4	10*5	10*6			9*7	9*8			20*9	68	
	陽性数	0	0	0	0			0	0			0	0	
内部寄生虫薬	フルベンダゾール	検査数	5	5	10	10			9				20	59
		陽性数	0	0	0	0			0				0	0
有機塩素系農薬*10	ヘキサクロロベンゼン ヘプタクロル クロルデン DDT エンドリン アルドリン及び ディルドリン	検査数	5		5				5					15
		陽性数	0		0				0					0

\* 1 63検体中15検体は北部食検にて検査実施

\* 2 クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、テトラサイクリン

\* 3 スルファジメトキシシ、スルファモノメトキシシ、スルファキノキサリシ、オキシソリニック酸、エンロフロキサシシ、オルビフロキサシシ

\* 4 スルファジメトキシシ、オキシソリニック酸

\* 5 スルファジミジシ、スルファジメトキシシ、スルファモノメトキシシ、オキシソリニック酸、スルファキノキサリシ、エンロフロキサシシ、オルビフロキサシシ、オフロキサシシ、フロルフェニコール

\* 6 スルファジメトキシシ、エンロフロキサシシ、スルファジミジシ

\* 7 スルファジメトキシシ、スルファモノメトキシシ、スルファキノキサリシ、オフロキサシシ、スルファジミジシ、オキシソリニック酸、エンロフロキサシシ、オルビフロキサシシ

\* 8 スルファジミジシ

\* 9 スルファジメトキシシ、トリメトプリシ

\* 10 有機塩素系農薬は沖縄県衛生環境研究所で検査実施（\* 1 とこれ以外は全て中央食検で検査実施）

(2) 残留抗菌性物質モニタリング検査

管内と畜場に搬入された牛及び豚の残留抗菌性物質検査を行った。

残留抗菌性物質 モニタリング検査		中央食検				北部食検				
		筋肉	腎臓	計		筋肉	腎臓	計		
				検体数	頭数			検体数	頭数	
牛	簡易検査法 (直接法)	検体数	90	87	177	90	0	0	0	0
		陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易検査法 (抽出法)	検体数	0	0	0	0	0	0	0	0
		陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
	分別推定法	検体数	0	0	0	0	-	-	-	-
		陽性数	0	0	0	0	-	-	-	-
豚	簡易検査法 (直接法)	検体数	142	140	282	142	0	100	100	100
		陽性数	5	4	9	5	0	0	0	0
	簡易検査法 (抽出法)	検体数	5	4	9	5	0	0	0	0
		陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0
	分別推定法	検体数	0	0	0	0	-	-	-	-
		陽性数	0	0	0	0	-	-	-	-

(3) 保留獣畜の精密検査件数

畜種	病類	検査件数	
		中央食検	北部食検
豚	尿毒症	3	
	黄疸	3	2
	中毒諸症	3	1
計		9	3

(4) 外部精度管理（中央食検）：残留動物用医薬品検査（定量）

一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所

検査項目：スルファジミジン

検体：鶏筋肉

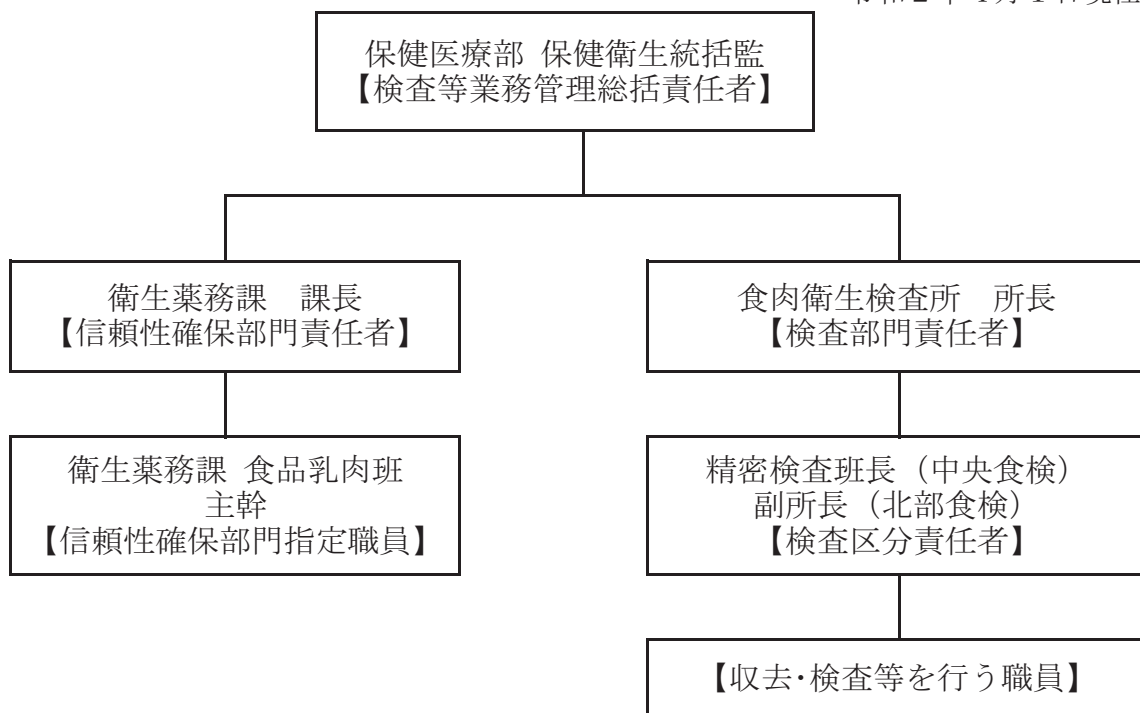
(5) G L P (業務管理)

平成8年に食品衛生法施行令の一部が改正され、食品衛生検査施設における検査等の業務管理(以下G L P)が義務づけられた。

中央・北部両食検では「沖縄県食品衛生検査施設等業務管理要綱」(最終改正平成29年4月)に基づき、実施している。

〈中央・北部食肉衛生検査所G L P組織図〉

令和2年4月1日現在



## 第3章 研修及び調査研究



# 1 研修及び講習会

食肉衛生検査業務を円滑に遂行するため、検査員は各種研修会等に参加し、新しい専門知識や技術の習得に努めている。

## (1) 県内

☆：講師 ★：発表者 ◎：最優秀賞 ○：優秀賞

研 修	場 所	期 日	出 席 者
保健所職員等技術研修会 (微生物コース) (理化学コース)	沖縄県衛生環 境研究所	中止	
炭疽菌検査技術研修	沖縄県中央食 肉衛生検査所	7月8日 ～10日 7月15日 ～17日	中央食検：☆加藤峰史、☆尾内桃子 宮良当一郎、向井晴奈、 岡峰友恵、照屋理沙 北部食検：具志堅萌子、下地康大
第51回沖縄県衛生監視員研究 発表会及び研修会	沖縄県教職員 共済会館	7月17日	中央食検：長嶺ゆり、尾内桃子 北部食検：田端亜樹
第50回沖縄県獣医学会	沖縄県畜産振 興センター	中止	
特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	沖縄市産業交 流センター	9月10日 ～11日	中央食検：服部千夏
有機溶剤作業主任者技能講習	うるマルシェ	10月20日 ～21日	中央食検：稲葉千恵
特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	うるマルシェ	11月24日 ～25日	北部食検：三輪英一
サルモネラ属菌検査技術研修	沖縄県中央食 肉衛生検査所	11月25日 ～27日	中央食検：☆加藤峰史、☆尾内桃子 岡峰友恵、照屋理沙
食肉衛生技術研修会	書面開催	2月3日	中央食検：★菌村虎太、◎尾内桃子、★ 加藤峰史、★照屋理沙、★向井晴奈、○ 岡峰友恵 北部食検：★西田直也、★下地康大



## (2) 県外

★：発表者

研 修	場 所	期 日	出 席 者
第 56 回全食検協* <sup>2</sup> 全国大会	宮崎県	8 月 18 日 ～19 日	書面開催（所長署名のみ）
全食検協* <sup>2</sup> 理化学部会総会 及び研修会	埼玉県	10 月 9 日 ～23 日	書面開催（発表者なし）
第 49 回九州地区食検協* <sup>1</sup> 大会	北九州市	10 月 12 日 ～29 日	中央食検：★加藤峰史（書面開催）
全食検協* <sup>2</sup> 微生物部会総会 及び研修会	山梨県	10 月 12 日	書面開催（発表者なし）
全食検協* <sup>2</sup> 病理部会総会 及び研修会	茨城県	11 月 5 日 ～6 日	中央食検：★服部千夏（書面開催）
全国食品衛生監視員研修会	東京都	11 月 24 日 ～27 日	オンライン開催（自由閲覧）
HACCP 指導者養成研修 （認定 HACCP コーディネーター 養成ワークショップ）	福岡県	12 月 7 日 ～12 月 8 日	中央食検：宮良当一郎
令和 2 年度 HACCP トレーナー養成 研修	東京都	2 月 8 日	中央食検：宜保公子 （オンライン開催）
食肉及び食鳥肉衛生技術研修 並びに研究発表会	東京都	3 月 1 日 ～3 日	オンライン開催（自由閲覧）
第 69 回九州地区獣医師大会	長崎県	中止	
令和 2 年度日本獣医師会 獣医学術学会年次大会	兵庫県	中止	

\* 1 九州地区食検協：九州地区食肉衛生検査所協議会

\* 2 全食検協：全国食肉衛生検査所協議会

## 2 調査研究発表演題一覧

### (1) 学会発表

牛及び山羊膣蛭症の発生状況		加藤 峰史 (中央食検)
九州地区食検協大会 (第 49 回)		令和 2 年 10 月 書面開催
山羊の脂肪組織		服部 千夏 (中央食検)
全食検協病理部会病理研修会 (第 77 回)		令和 2 年 11 月 書面開催

(2) 沖縄県食肉衛生技術研修会 (第 44 回)

演題 番号	演 題	発 表 者
1	豚の筋肉を用いた殺鼠剤検査法の検討	藪村虎太 (中央食検)
2	管内大規模食鳥処理施設の肉養鶏で多数摘発したマレック病の疫学的解析	西田直哉 (北部食検)
3	敗血症の豚から検出された豚サーコウイルス 2 型	加藤峰史 (中央食検)
4	豚の疣贅性心内膜炎の 2 症例から分離された <i>Clostridium</i> 属菌	尾内桃子 (中央食検)
5	高度の黄疸とリンパ腫の併発を疑った豚の一症例	下地康大 (北部食検)
6	豚の皮膚病変アトラス作成の試み	岡峰友恵 (中央食検)
7	豚熱対応マニュアル作成への取り組み	照屋理沙 (中央食検)
8	豚処理施設における外部検証について (第 1 報)	向井晴奈 (中央食検)

令和 2 年度の発表会は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、書面開催とした。

演題番号：1

演題名：豚の筋肉を用いた殺鼠剤検査法の検討

発表者名：○菌村虎太、稲葉千恵

発表者所属：中央食肉衛生検査所

## 1. はじめに

当所では、出血傾向を示した豚を殺鼠剤による中毒諸症疑いとして精密検査を実施しており、その検査には血液を用いている。血液での検査は簡便・迅速であるが、解体後の枝肉や臓器は残血が少なく、採材に苦慮することがあった。そこで血液以外の検査法として、筋肉を用いて殺鼠剤の検査法を検討し、その検査法に対し妥当性評価を行ったので報告する。

## 2. 材料及び方法

検体は管内と畜場でと畜された正常畜の豚の筋肉（頸筋）を用いた。対象薬剤はワルファリン、クマテトラリル、プロマジオロン、ダイファシノン（以下それぞれ WRF、CTR、BDL、DIP）を用いた。機器は、装置 prominence、検出器 SPD-20AV 及び SPD-M20A（以下 UV/PDA）と RF-10AXL（以下蛍光検出器）、カラム SHIM-PACK VP-ODS 150×4.6 を用いた。

前処理方法として、細切した検体 5g にアセトニトリル（以下 ACN）30mL、ACN 飽和ヘキササン 25mL、無水硫酸ナトリウム 15g を加え、1 分間ホモジナイズ後、3000rpm で 5 分間遠心し、上清を分離した。残渣に ACN 20mL を加え、5 分間振盪後、同条件で遠心し、上清を先の分離した溶液と合わせ、濃縮乾固した。ここにアセトン：ヘキササン=2:8（以下混液）5mL を加え、乾固後の残渣を溶解させた。シリカカラムを上部にし、フロリジルカラムを直結して、先の溶解液 5mL を負荷した後、混液で洗浄した。カラムを分離して、それぞれメタノールで溶出した。両カラムの溶出液を合わせて濃縮乾固し、メタノール 1mL で定容後、0.2 $\mu$ m フィルターでろ過し、HPLC 用試料とした。

## 3. 検討事項

- (1) 移動相はメタノール：水：酢酸=60:40:0.8（以下 A 液）及び 90:10:0.8 を Gradient 条件で使用（以下移動相ア）と血液の検査で用いている ACN:pH7.4 リン酸緩衝液=20:80、ACN:pH7.4 リン酸緩衝液=40:60、メタノール:pH7.0 リン酸一ナトリウム溶液=50:50 の 3 液（以下移動相イ）を検討した。
- (2) 前処理カラム精製条件として、洗浄量を 0mL と 10mL と 20mL、溶出量を 10mL と 20mL で検討した。
- (3) UV/PDA と蛍光検出器でそれぞれ Gradient 条件及び流速を変更し、検討した。

## 4. 結果及び考察

移動相アはイに比べ、妨害ピークが少なく調整も容易であることから、以降の検討では、移動相アを採用した。前処理カラム精製条件として、洗浄量・溶出量は少量の方が作業は簡便で時間も短縮されるが、洗浄量は 0mL で妨害ピークが大きかった。10mL 及び 20mL では選択性を満たす値になったため、少量の 10mL を採用した。一方、溶出量については、10mL と 20mL で各カラムとも回収率にあまり差がなかったため、10mL を採用した。分析条件として、UV/PDA は波長 310nm 及び 320nm、注入量 10 $\mu$ L、カラム温度 40 $^{\circ}$ C の条件で、流速 0.7mL/min、A 液比率 0-5 分 90%、10-20 分 10%、20.5-31 分 90%で WRF、CTR、DIP が検出でき、蛍光検出器は励起波長 310nm・蛍光波長 390nm、注入量 10 $\mu$ L、カラム温度 40 $^{\circ}$ C の条件で、流速 1.0mL、A 液比率 0-7 分 90%、8-13 分 10%、13.5-24 分 90%、で WRF、CTR、BDL が検出できた。以上の結果を用いて、すべての薬剤において妥当性評価を行ったところ、妥当性評価ガイドラインの基準を満たす結果が得られた。

本検討の結果、血液だけでなく筋肉でも殺鼠剤中毒疑いの検査を行える可能性が示唆されたので、実際の保留検査に還元していきたい。

演題番号：2

演題名：管内大規模食鳥処理施設の肉用鶏で多数摘発したマレック病の疫学的解析

発表者名：○西田直哉、宮本雄二郎、宮城国太郎

発表者所属：北部食肉衛生検査所

## 1. はじめに

令和(R)元年7月16日に、県内全ての肉用鶏を検査する大規模食鳥処理施設が新規稼働した。稼働後、複数の農場に由来するマレック病(MD)が多数摘発された。R2年12月には1ヶ月間に1,020羽が廃棄され、増加の要因を解明する必要がある。そこで、疫学的解析を目的に、過去10年間の新旧管内大規模食鳥処理施設における摘発状況調査、新施設におけるMDを多数摘発した農場の発生動向及び飼養管理状況調査を行った。

## 2. 調査方法

摘発状況調査は、平成(H)23年4月～R1年7月における旧施設の4(A-C,G)農場とR1年7月～R2年12月における新施設の7(A-G)農場由来の肉用鶏を検査後、得られた年度別集計表で行った。MDは肉眼的・組織学的所見から診断し、検査羽数、年別、月別及び農場別の廃棄羽数を集計し傾向を分析した。

農場状況調査は、新施設でMDを多数摘発したG農場について、R2年12月の集計表と農場死鶏確認表で行い、廃棄羽数、廃棄率、飼養羽数及び死鳥率を鶏舎別に集計し発生動向を分析し、ワクチン接種の有無及び飼養管理状況の聞き取り調査を行った。

## 3. 結果

旧施設の総検査羽数は年平均160万羽で、MD廃棄羽数は年別ではH26年に最多1,236羽で、月別では5月に最多788羽、9月に最少16羽であり、農場別ではH26年にA(85羽)、C(3羽)、G(1,139羽)及びH27年にB(5羽)で最多で、その後、全農場で減少した。

新施設の総検査羽数は年平均280万羽に増加し、MD廃棄羽数は年別ではR2年に過去最多1,695羽で、月別では12月に最多1,089羽、9月に最少12羽であり、農場別ではR1年にB(29羽)、R2年にA(31羽)、C(16羽)、D(351羽)、E(463羽)、F(72羽)、G(871羽)と全農場で増加した。新施設で多数摘発したG農場(1～29号鶏舎)について、R2年12月のMD廃棄羽数は715羽であり、28号鶏舎が最多138羽で、廃棄率、飼養羽数、農場死鳥羽数及び死鳥率はそれぞれ1.81%、7,632羽、20羽、0.26%であった。また、約24万羽のチャンキー種を飼養し、ワクチン接種後入雛し50日齢で出荷後、約3ヶ月間でオールアウトし、約20日間の休舎期間及び鶏舎消毒後、再入雛していた。

## 4. 考察及び総括

管内大規模食鳥処理施設のMDは、H26年に2農場のみ、R2年に全7農場で多数摘発され感染の拡大が明らかになった。また、5月や12月に多く、9月に少ない傾向が見られ、宿主側の要因や環境要因が考えられるが原因は不明である。

G農場のMDは、農場の死鳥率が低い事から、病原性は低い事が示唆された。ワクチン接種をしても多数摘発された事から、効果が不十分か不適切な接種が考えられた。

今後は、MDウイルスの遺伝子解析による詳細な疫学的解析を行い、結果を元に関係機関との情報共有及び交差汚染対策として食鳥処理施設での衛生指導を実施する。

演題番号：3

演題名：敗血症の豚から検出された豚サーコウイルス 2 型

発表者名：○加藤峰史、宮良当一郎

発表者所属：中央食肉衛生検査所

## 1. はじめに

当所では 2015 年度以降、敗血症による豚の全部廃棄頭数が増加傾向にあり、原因菌として *Streptococcus suis* が多く検出されているが、その他にも種々の細菌が検出されている。一方、豚サーコウイルス 2 型（以下 PCV2）は、世界中に広く分布しており、現在 a～e の 5 つの遺伝子型に分類されている。PCV2 による様々な疾病は豚サーコウイルス関連疾病（以下 PCVAD）と総称され、豚が PCVAD を発症した際、リンパ球減少による免疫抑制がおこり二次感染の原因になることが報告されている。2002 年の Pallares らの報告では、PCVAD を確認した 484 例のうち 68 例（14.0%）で細菌性敗血症が確認されている。

今回、敗血症増加の原因解明を目的に、PCV2 との関連性を調査するため敗血症と診断された豚から PCV2 遺伝子の検出を行い、検出された遺伝子について遺伝子型別を実施した。

## 2. 材料及び方法

2020 年 5～11 月の期間、検体には管内と畜場にて疣贅性心内膜炎を認め細菌検査により敗血症と診断された 13 農場 19 例の血清を用いた。検査には DNA 抽出後、平島らが報告した ORF2 を増幅するプライマーを用いて Nested PCR を行い、得られた増幅産物についてシーケンスを行った。決定された塩基配列（約 700 bp）を基に近隣結合法による系統樹解析を行い、PCV2 遺伝子型を分類した。

## 3. 結果

PCR 検査では、13 農場 19 例から 4 農場 7 例（36.8%）で PCV2 遺伝子が検出された。系統樹解析により、PCV2 は 2 つの遺伝子型に分類され、2 例 2 株が PCV2a、5 例 5 株が PCV2d であった。塩基配列の相同性では、PCV2a は 99.4%、PCV2d は 99.7～100% でありいずれも近縁であった。PCV2a は 2015 年に韓国や米国で検出された株と近縁であり、PCV2d は 2012 年に北米で検出された増殖力の強い株と近縁であった。PCV2 が検出された農場における PCV2 ワクチン接種状況を確認したところ、PCV2a を検出した 1 農場で子豚への 1 回接種であり、PCV2d を検出した農場では 2 農場で搬入元の繁殖農場が特定できないため不明であり、1 農場で子豚への 1 回接種であった。

PCV2 が検出された 7 例の主な解体後検査所見では、7 例で胸膜炎型肺炎等の肺病変が、6 例で出血型腎炎等の腎臓病変が、5 例で包膜炎型肝炎等の肝臓病変がみられた。

## 4. 考察

敗血症の豚から PCV2 が検出されたが、敗血症への影響を判断するため、今後は病理学的検査による PCVAD の診断、敗血症非発症豚との PCR による遺伝子検出状況及びリアルタイム PCR による定量値の比較が必要であると考え。また、現行の PCV2a 由来のワクチンと異なる遺伝子型の場合、その効果に差があることが報告されていることから遺伝子型の検出状況調査が必要であると考え。PCV2 対策を実施することで疾病予防の有効性が報告されていることから、安全な豚肉の供給のため調査結果を畜産関係者に還元していきたい。

演題番号：4

演題名：豚の疣贅性心内膜炎の2症例から分離された *Clostridium* 属菌

発表者名：○尾内桃子、加藤峰史

発表者所属：中央食肉衛生検査所

## 1. はじめに

*Clostridium* 属菌は、芽胞を形成する偏性嫌気性のグラム陽性大桿菌で、*C. septicum*、*C. perfringens*、*C. novyi* type A、*C. sordellii* の4菌種は人獣共通感染症である悪性水腫の原因菌である。当所において2019年度に、疣贅性心内膜炎を認めた豚2症例の心臓弁部に形成された疣贅物及び肝臓からそれぞれ *C. septicum*、*C. perfringens* を分離し、敗血症と診断した。なお、2症例ともに疣贅物が黄白色で硬結感を呈し、肝包膜炎を認めた。

2症例の分離株は、細菌同定キットのラピッド ID32A アピ<sup>®</sup> (以下、API) によって同定されたが、悪性水腫菌によりと畜場施設等が汚染された場合、と畜検査実施要領 (昭和47年5月27日付け環乳第48号環境衛生局長通知) の「炭疽等芽胞形成菌に対する消毒方法」に基づいた消毒措置が求められるため、迅速な検査体制が必要である。

そこで今回、2症例について当所で作成した悪性水腫の検査実施標準作業書を用いて、迅速診断を目的としたPCR検査並びに分離株の性状確認のための生化学的性状試験を実施したので報告する。

## 2. 材料及び方法

材料は、2症例の疣贅物及び肝臓からの分離株 (症例1: *C. septicum*、症例2: *C. perfringens*) を用いた。

PCR検査は、佐々木らの方法による Multiplex PCR1 (*C. septicum*、*C. novyi* type A、*C. novyi* type B、*C. haemolyticum*、*C. chauvoei*) 及び大坪らの方法による Multiplex PCR2 (*C. septicum*、*C. perfringens*、*C. sordellii*、*C. chauvoei*) を行った。生化学的性状試験は、糖分解試験、ゼラチン試験、牛乳凝固テスト、タンパク消化試験及び卵黄反応の確認を行った。

## 3. 結果

PCR検査の結果は、症例1では *C. septicum*、症例2では *C. perfringens* に特異的なバンドが確認された。生化学的性状試験の結果においても、症例1では *C. septicum*、症例2では *C. perfringens* の性状と一致した。

## 4. 考察

悪性水腫菌は、主に創傷感染して皮下の浮腫などを引き起こすが、豚では創傷感染だけではなく、胃粘膜等に侵入して消化器感染を起こすこともあり、肝臓や腎臓に病変を形成するとされている。今回の2症例は、肝包膜炎を呈し疣贅物から悪性水腫菌が分離されたことから、消化器感染した菌が門脈から肝臓を経由して血行性に伝播したと推定された。

今回実施したPCR検査及び生化学的性状試験の結果が、APIの同定結果とも一致したことから、比較的短時間で同定できるPCR検査が迅速診断に有用であることが確認された。今後も *Clostridium* 属菌による感染が疑われた場合、迅速かつ適切に対応できる検査体制の維持を図り、安全で衛生的な食肉を確保していきたい。

演題番号：5

演題名：高度の黄疸とリンパ腫の併発を疑った豚の一症例

発表者名：○下地康大、川田敬子、具志堅萌子、三輪英一

発表者所属：北部食肉衛生検査所

### 1. はじめに

と畜検査において、高度の黄疸はしばしば遭遇する症例であるが、通常行われる目視および理化学検査等では発生原因を特定することはせず、それに焦点が当てられることは少ない。今回、高度の黄疸とリンパ腫の併発を疑った症例に遭遇したため病理学的検索で黄疸とリンパ腫の関連を調査したところ、若干の知見を得たので報告する。

### 2. 材料及び方法

症例は令和2年11月に一般畜としてと畜された豚（7ヶ月齢、雌、白毛、雑種）で、生体検査では著変を認めず、解体後検査において高度の黄疸およびリンパ腫を疑い保留としたところ、枝肉残血のT-bilが3.0mg/dLであり全身が黄変していたことから高度の黄疸として全部廃棄とした。また、と畜から採材した肝臓、脾臓、腎臓、各種リンパ節を検体とし、10%中性ホルマリン液で固定後、常法に従い組織切片を作成し、HE染色、ホール法およびベルリン青染色を行った。

### 3. 結果

（1）肉眼所見：肝臓は赤褐色～暗赤色で、55×44cm大に腫大し非常に脆弱であり、断面は小葉構造が明瞭となっていた。腎臓は軽度に黄変し左右共に粟粒大白色病変を認め、断面の病変部は皮質までおよび、正常組織との境界は不明瞭であった。また腸管、心臓、皮膚、脂肪に黄変を認めた。リンパ節は軽度に黄変し最大で直径15cm大に腫大しており、断面は正常構造を消失し髄様であった。

（2）組織所見：肝臓、腎臓、脾臓、リンパ節において好酸性の狭い細胞質を有する小～中型リンパ球様腫瘍細胞の浸潤性増殖を認めた。腫瘍細胞は類円形～不定形であり、核はクロマチンが粗で1～複数の核小体を有し、核の大小不同、核の切れ込み、巨大核小体、有糸分裂像の多発を認めた。肝臓ではグリソン鞘を中心とする腫瘍細胞の浸潤性増殖により肝小葉が圧迫され、それに起因する肝細胞の変性・壊死を認めたほか、毛細胆管の拡張、胆汁栓の形成および肝細胞の網状壊死がみられた。またホール法により胆汁色素を、ベルリン青染色によりヘモジデリン沈着を、それぞれ認めた。

### 4. 考察

肝臓での網状壊死や胆汁栓等の組織所見から、腫瘍の物理的圧迫が生じたことによる閉塞性黄疸が疑われたため、閉塞性黄疸を伴うリンパ腫と診断した。一方、肝臓で腫瘍細胞が増殖し肝細胞が障害され肝細胞性黄疸も同時に発生していたと考えられる。

黄疸の判定においては、理化学検査に必要な血清や尿の確保が難しい場合があるが、今回、病理検査により判定に有用な情報を得られることが示唆された。また、と畜検査では黄疸に限らず、その発生原因が明確となるよう、的確に検査を行うことが重要である。今回のようなリンパ腫を原因とする黄疸は稀であるため、今後の診断および鑑別を行うための有用な知見を得られたと思料される。



演題番号：6

演題名：豚の皮膚病変アトラス作成の試み

発表者名：○岡峰友恵、高橋まりこ、小原海和、宜保公子、小田英治

発表者所属：中央食肉衛生検査所

## 1. はじめに

本県では、豚の解体処理工程において剥皮を行わないことから、日常のと畜検査で様々な皮膚病変に遭遇する。しかし、それら病変について病理学的な検索事例は少なく、枝肉検査で判断に苦慮することがある。そこで今回、豚の皮膚病変について症例を収集し、枝肉検査の一助となることを目的としたアトラス作成及びアトラス補足のために電子ファイルの作成を試みたのでその概要を報告する。

## 2. 材料及び方法

令和2年6月から12月に当所管内のと畜場に搬入された豚40頭のうちの皮膚病変40検体について、枝肉検査時に認められた病変を写真撮影し、必要に応じて採材し、うち11検体について組織所見を確認した。また、平成20年度以降に確認された皮膚型豚丹毒、黄疸、全身性の出血の保留事例における皮膚病変についても保留記録簿、記録写真を整理し、アトラスを作成した。

## 3. 結果

- (1) 収集した40検体については、紅斑10、皮下出血9、皮下膿瘍8、滑膜囊腫4、尾咬傷2、関節炎1及びその他6検体であった。組織所見は、その肉眼所見の程度により、真皮に軽度の炎症細胞がみられるものから皮下組織に病変が及ぶものまでみられ、肉眼病変と病理組織病変の程度は概ね一致した。ただし、表皮からの観察だけでは病変の深度の判断は困難で剖面を入れる必要があった。
- (2) 皮膚型豚丹毒の病変部は臀部、背部、大腿部に多く見られたが、四肢先端、頭部等にも病変がみられた個体もあった。精密検査の結果、豚丹毒菌が検出されなかった病変は形状が不明瞭又は隆起がみられないものが多かった。病変部の数による豚丹毒菌の検出率に差はみられなかった。黄疸では皮膚、筋膜、胸膜及び腎盂の黄変、全身性の出血では全身の皮膚及び皮下の出血、胸腔内及び腎臓の点状出血がそれぞれ枝肉検査で確認できる主な病変であった。
- (3) アトラスは加除式にし、各病変の写真、特徴、措置、保留に係るかどうかな等の情報を掲載した。
- (4) アトラス補足のため皮膚型豚丹毒、黄疸、全身性の出血について、肉眼所見、検査結果及び措置について集積した電子ファイルを作成し、情報共有できるようにした。

## 4. 考察及びまとめ

今回、と畜検査で遭遇する豚の皮膚病変のアトラス作成と、過去のデータをとりまとめた電子ファイルを作成した。と畜検査で遭遇する様々な皮膚病変についてまとめたことにより、枝肉検査における病変切除、保留検査実施の要否、病変切除の程度の判断材料として、役立つものと思われる。今後は、継続的に稀な事例や類症鑑別が必要な事例等を収集し、より充実したアトラスになるよう補完していきたい。

演題番号：7

演題名：豚熱対応マニュアル作成への取り組み

発表者名：○照屋理沙、西田佳子、宮良当一郎、大野亜希子、銘苺愛美

発表者所属：中央食肉衛生検査所

## 1. はじめに

本県で、令和2年1月に33年ぶりに豚熱の発生が確認された。当所では、と畜場で豚熱が確認された場合を想定し、昨年度豚熱対応マニュアル（案）（以下、既存マニュアル）を作成した。令和2年7月に豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、防疫指針）が改正され、と畜場で豚熱を疑う所見を呈した豚（以下、異常豚）を発見した場合の措置が追記された。今年度は、実際に起こった豚熱疑い事例の検証、ならびに関係機関と調整し、新たにマニュアルを作成したのでその概要を報告する。

## 2. 取り組みの内容

### （1）豚熱疑い事例の検証

令和2年1月末に、搬出制限区域内の出荷要件を満たした生産農場から搬入された豚で、豚熱を疑う事例があった。搬入された豚38頭中1頭の解体後検査において、脾臓の出血、腎臓の点状出血、肺炎を呈していたため作業レーンを一時停止し、確認した。その結果、既存のマニュアルで定めた判断基準には該当せず、豚熱は否定された。その際確認に時間を要し、と畜検査員や作業従事者の動きにも混乱が生じたため、以下の3点が課題として挙げられた。

- ① 豚熱を疑う所見の確認方法
- ② 判断基準の再検討
- ③ 作業従事者への指示を含めた異常豚発見時のと畜検査員の対応

### （2）各関係機関との調整

令和2年7月に改正された防疫指針より、家畜防疫員の派遣要請の通報をすることを前提とし、中央家畜保健衛生所（以下、中家保）の家畜防疫員にと畜場施設内における豚の解体工程等を実際に見せながら説明を行った。と畜場設置者をはじめとする関連事業者と調整を行い、異常豚発見時の当所の対応について説明を行った。説明後は、中家保への通報までは当所の指示に従うということ、通報後は家畜防疫員の指示に従うことについて確認できた。中家保へ通報する判断基準の一つとして、異常豚が発見された場合、出荷農場の状況について作成した「農場等に関する聞き取り調査票」を基に農場確認を事業者に依頼することにした。

## 3. まとめ

豚熱疑い事例の検証および関係機関との調整の結果を踏まえ、新たにマニュアルを作成した。と畜検査時に発見した異常豚について農場確認を行う体制が可能になったことで、より確実な情報が得られ、中家保への通報の判断がしやすくなった。異常豚発見時のと畜検査員の対応と作業従事者への指示を設定したことで、汚染拡大防止ならびに速やかな対応を行うことが可能になった。今後は中家保、並びに関連事業者と合同で机上演習や実働演習を行い、マニュアルに沿った対応が行えるか確認していきたい。

演題番号：8

演題名：豚処理施設における外部検証について（第1報）

発表者名：○向井晴奈、松川国洋、仁平真由美、岩井愛子、中込秀子

発表者所属：中央食肉衛生検査所

## 1. はじめに

当所管内 A 食肉センター（以下事業者）の豚処理施設は、平成 29 年度より HACCP に基づく衛生管理を導入しており、当所はこれまで、年 1 回、外部検証を実施してきた。

今回、厚生労働省より「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」（令和 2 年 5 月 28 日付け生食発 0528 第 1 号）（以下通知）が示されたことから、これに基づいて外部検証の一部を実施したのでその概要を報告する。

## 2. 実施内容

- (1) 検証実施体制の整備（現場検査・記録検査）
- (2) 衛生管理計画等の確認
- (3) 現場検査の実施（解体室清浄区域）
- (4) 記録検査の実施
- (5) 枝肉汚染状況のモニタリング
- (6) 指摘文書の交付

## 3. 検証の結果（指摘事項）

- (1) 標準作業手順書に給水設備の確認、計器類の精度管理、廃棄物及び排水の取扱いについての記載がなかった。
- (2) 作業中に機械器具が故障した際の改善措置等の記録が確認できなかった。
- (3) 保留検査場所及びトリミング場所の照度が不足していた。
- (4) 一部の器具類の温湯消毒について、温度管理のモニタリングができていなかった。
- (5) 作業工程手順書に従わず、ナイフ 1 本で作業が行われている工程があった。
- (6) トリミングの実施体制が不十分だった。
- (7) 作業工程手順書において、枝肉が汚染された場合の対応に不適切な記載があった。
- (8) 自動背割機の刃の消毒用温湯の給湯温度が 83℃未満で作業が開始されていた。

## 4. 考察

と畜場法施行規則の改正により、と畜検査員が外部検証を行う根拠が明確となり、外部検証に取り組める状況が整った。さらに、通知に基づいた外部検証の実施が、これまでの外部検証や衛生指導とは異なる視点で検証の対象を見直すことに繋がり、その結果、様々な指摘事項が見つかった。これらについて文書を交付し指導したところ、衛生管理責任者から改善計画が提示され、部分的ではあるが改善が認められるようになった。

今後、事業者側の担当者を帯同しての外部検証も定期的の実施していく予定である。共に課題を共有し、事業者が内部検証を適切に行えるよう助言することで、衛生管理の PDCA サイクルを回す支援を行っていききたい。また、と畜検査員も外部検証に関する研修を実施するなど、より効果的な外部検証を目指して研鑽し、事業者と連携し改善を重ねてと畜場の衛生向上に努めていきたい。

## 第4章 その他



# 1 と畜場の概要

(令和2年4月現在)

名称	株式会社沖縄県食肉センター		名護市食肉センター	沖縄県畜産研究センター(簡易と畜場)
申請者	株式会社沖縄県食肉センター 代表取締役 井上 光		名護市長	沖縄県知事
所在地	南城市大里字大城1927		名護市世富慶755	今帰仁村字諸志2009-5
電話番号	098-945-3029		0980-53-6801	0980-56-5142
FAX番号	098-945-3742		0980-53-7035	0980-56-4803
検印番号	1		2	4
許可年月日	昭和47年2月8日	平成23年5月26日	平成13年12月28日	昭和58年12月1日
許可番号	沖縄県指令 厚第18号	沖縄県指令 環第50号	沖縄県指令 福第2624号	沖縄県指令 環第887号
処理獣畜	牛・馬	豚・山羊・めん羊	牛・豚・山羊・めん羊	豚
1日の処理能力	大動物 30頭	小動物 1,210頭	大動物 3頭 小動物 708頭	小動物 10頭
冷蔵庫の収容能力	大動物 135頭	小動物 1,220頭	大動物 8頭 小動物 1,200頭	小動物 10頭
使用水	ダム水・工業用水・上水道水		地下水・上水道水	上水道水
浄化槽の処理能力	活性汚泥法		活性汚泥法	液肥処理施設
	1,600トン/日		800トン/日	640トン/日

# 2 食鳥処理場の概要

## (1) 食鳥処理場

(令和2年度)

名称	申請者	所在地	電話番号 FAX	許可年月日 許可番号	1日の処理能力
名護市食鳥処理施設	沖縄県食鳥処理協業 組合 代表理事 赤嶺 浩	名護市字屋部 1779	TEL:0980-51-0620 FAX:0980-51-0621	令和元年7月12日 沖縄県指令保第214 号	鶏 24,000羽
株式会社沖縄県鶏卵 食鳥流通センター	株式会社沖縄県鶏卵 食鳥 流通センター 代表取締役社長 山城興治 (R2.6.29~平良憲一)	うるま市字川田 333	TEL:098-974-4877 FAX:098-974-4876	平成4年3月30日 沖縄県指令環第170 号	鶏 3,000羽

## (2) 認定小規模食鳥処理場

(令和2年4月現在)

所管	名称	許可年月日	許可番号	処理能力 (/日)	所在地
中央食検	1 上原養鶏場	H5. 1. 25	沖縄県指令環第8号	鶏 100羽	糸満市字北波平876
	2 中川牧場食鳥	H16. 12. 10	沖縄県指令福第2550号	鶏・あひる 20羽	読谷村字渡具知615-1
	3 沖縄県立南部農林高等学校	H17. 10. 19	沖縄県指令福第2470号	鶏 50羽	豊見城市字長堂182
	4 沖縄県立中部農林高等学校	H24. 12. 19	沖縄県指令環第4092号	鶏 50羽	うるま市田場1570
北部食検	1 安室養鶏場ヤンバル農場	H8. 12. 25	沖縄県指令環第847号	鶏 50羽	大宜味村字白浜442-522
	2 瀬宮食鳥処理センター	H9. 8. 12	沖縄県指令環第670号	鶏・あひる 300羽	名護市喜瀬67-1
	3 安村食肉販売店*	H12. 8. 2	沖縄県指令福第2978号	鶏・あひる 10羽	名護市勝山806
	4 アガリエ*	H15. 10. 24	沖縄県指令福第2523号	鶏・あひる・七面鳥 10羽	名護市字伊差川340
	5 名嘉食品*	H16. 1. 15	沖縄県指令福第65号	あひる 3羽	伊是名村字仲田60
	6 食鳥処理センター松林*	H16. 11. 16	沖縄県指令福第2378号	鶏・あひる 100羽	伊平屋村字我喜屋217-30
	7 農業生産法人(有)乙羽ファーム	H17. 7. 5	沖縄県指令福第2034号	鶏・あひる 150羽	今帰仁村字越地284
	8 玉城食鳥販売	H23. 10. 13	沖縄県指令環第270号	鶏・あひる・七面鳥 100羽	名護市仲尾次1260
	9 沖縄県立北部農林高等学校	H27. 6. 17	沖縄県指令保第493号	鶏 100羽	名護市名護4607-1

総計：13施設

\* 休止中

### 3 と畜場の使用料・解体料一覧

単位:円

と畜場 畜種	沖縄県食肉センター				名護市食肉センター			
	と畜場使用料		とさつ解体料		と畜場使用料		とさつ解体料	
	～R1.9.30	R1.10.1～	～R1.9.30	R1.10.1～	～R1.9.30	R1.10.1～	～R1.9.30	R1.10.1～
牛	1,620	1,650	(雌)2,160 (雄)5,508	(雌)2,200 (雄)5,610	3,701	3,769	2,965	3,020
とく	1,080	1,100	1,620	1,650	1,819	1,853	1,467	1,494
馬	1,620	1,650	2,160	2,200				
こま	1,080	1,100	1,620	1,650				
豚	1,067	1,087	734	748	993	1,012	795	810
山羊・めん羊	1,234	1,257	1,306	1,331	781	796	915	932

### 4 と畜・食鳥検査手数料等

#### (1) と畜関係

単位:円

一般と畜場設置許可申請手数料		22,000	
簡易と畜場設置許可申請手数料		10,000	
検査手数料	牛・馬	成牛・成馬	600
		生後1月以上 12月未満	300
		生後1月未満	250
	豚	300	
	山羊・めん羊	200	

#### (2) 食鳥関係

単位:円

食鳥処理事業許可申請手数料		19,000
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料		10,000
確認規定認定申請手数料		5,500
確認規定変更認定申請手数料		2,300
検査手数料	平日	3
	休日及び時間外	4

#### (3) 検査手数料の推移

単位:円

年度	畜種	牛・馬	とく・こま・豚	山羊・めん羊	食鳥
昭和47年5月～		250	120	30	
昭和52年1月～		400	200	100	
昭和61年4月～		600	300	200	
平成4年4月～		600	300	200	4
平成10年4月～		600	300	200	平日 3 休日・時間外 4

※生後1月未満の牛、馬は250円



## 5 と畜検査業務の概要（参考）

### （1） 10年間のと畜検査頭数（沖縄県）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	計
総数	359,610	357,259	339,753	317,848	318,439	322,613	336,711	344,765	326,848	320,582	<b>3,344,428</b>
牛	4,171	4,194	4,559	4,158	3,729	3,823	4,037	4,178	4,186	3,817	<b>40,852</b>
とく	2	2	3	1	7	5	6	1	2	4	<b>33</b>
馬	64	65	69	46	25	30	30	45	35	29	<b>438</b>
こま											<b>0</b>
豚	353,747	350,818	332,656	311,230	312,396	316,639	330,207	337,760	319,335	313,832	<b>3,278,620</b>
めん羊		2	1	1	1		2		1		<b>8</b>
山羊	1,626	2,178	2,465	2,412	2,281	2,116	2,429	2,781	3,289	2,900	<b>24,477</b>

### （2） と畜場別と畜検査頭数（沖縄県）

令和2年度

と畜場名	沖縄県 食肉センター	名護市 食肉センター	沖縄県畜産 研究センター	久米島 と畜場	(株)宮古 食肉センター	(株)八重山 食肉センター	与那国町 食肉処理場	計
牛	1,967	37		5	273	1,535	0	<b>3,817</b>
とく	1	1		0	2	0	0	<b>4</b>
馬	22			0	1	6	0	<b>29</b>
こま	0			0	0	0	0	<b>0</b>
豚	201,782	110,234		87	561	1,157	11	<b>313,832</b>
めん羊	0	0		0		0	0	<b>0</b>
山羊	1,299	823		123	348	307	0	<b>2,900</b>

(3) 獣畜のとさつ頭数及びとさつ禁止又は廃棄したものの原因（沖縄県）

令和2年度

	と畜検査頭数	と畜検査頭数	生体 検査のみ (と畜 禁止以外) 頭数	と畜場内とさつ頭数	処分 実頭数	疾病別頭数																	計				
						細菌病				ウイルス・ リケッチャ病				寄生虫病				その他の疾病									
						炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	豚熱	その他	ウツス・ リケッチャ病	トキノプラズマ症	その他	のら虫病	ジストマ病	その他		原虫病	腫瘍	中毒諸症	炎症又は汚染症産物
牛	3,817	4	0	3,811	2	/	/	/	1	/	/	/	/	/	/	/	1	/	/	/	/	/	/	/	1	2	
とく	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
馬	29	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	313,832	10	313,819	0	3	17	34	1	1	29	4	1	1	22	64	2	4	1	8	1	1	1	1	1	1	187	
めん羊	0	0	0	0	245,306	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	266,187
山羊	2,900	1	2,899	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	320,582	14	320,562	1,664	1,664	17	34	3	1	29	4	1	1	22	64	2	4	1	8	1	1	1	1	1	1	2,059	

---

---

## 事業概要

令和2年度

発 行

沖縄県中央食肉衛生検査所

〒901-1202 南城市大里字大里 2015 番地

電 話 (098) 945 - 3000

F A X (098) 946 - 2690

xx024110@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県北部食肉衛生検査所

〒905-0015 名護市大南 1-13-11 番地

電 話 (0980) 52 - 1165

F A X (0980) 52 - 3791

xx024120@pref.okinawa.lg.jp

---

---